

新潟市公共施設の種類ごとの配置方針

新潟市
令和2年3月

目次

1. 配置方針策定の背景	1
2. 配置方針の目的	1
3. 本方針の位置づけ	3
4. 配置方針の構成	3
5. 全施設共通の配置方針（圏域による最適化）	4
6. 施設種類ごとの配置方針（サービス機能に着目した最適化）	5
①ホール施設（大規模な貸館）	7
②コミュニティ系施設（小規模な貸館）	9
③美術館	11
④博物館・資料館	13
⑤文化財的施設	15
⑥図書館	17
⑦スポーツ施設	20
⑧ひまわりクラブ（放課後児童クラブ）	30
⑨子育て支援施設（1. 児童館 2. 子育て支援センター）	32
⑩高齢者福祉施設	36
⑪保健福祉施設	39
⑫幼稚園	41
⑬保育園	43
⑭小中学校	47
⑮公設デイサービスセンター	50
⑯公営住宅	51
⑰斎場	53
7. 総量削減の目標設定	54
8. 計画期間	54
9. 今後の進め方	55

1. 配置方針策定の背景

本市では、平成 27 年度に策定した財産経営推進計画により、約 280 万㎡に及ぶ公共施設の将来更新費用の大幅な不足を踏まえ、サービス機能をできるだけ維持しながら、公共施設の総量削減（ハード・ソフト費用の削減、ニーズに合った規模の更新、集約化や統廃合などによる見直し）を行ってきました。

平成 28 年度からは、概ね中学校区単位の 55 の地域ごとにワークショップ等を行い、地域の皆さんとともに地域の公共施設のあり方を話し合いながら、地域別実行計画を策定することにより、地域を利用圏域とする地域密着施設の再編を推進しています。

○地域別実行計画とは…

地域の身近な公共施設について、地域の皆さんと市が協働でワークショップなどによりその将来のあり方について検討し、地域の公共施設の将来の姿（再配置計画）を市が実行計画として策定する取組です。

【これまでの取組】

平成 28 年度～ 潟東（西蒲区）・曾野木（江南区）・葛塚（北区）・

坂井輪（西区）地域実行計画の策定

それぞれ 5～10 か年の計画を策定し、地域密着施設の再編を実行中
削減面積 約 7,900 ㎡ 50 年削減コスト ▲67 億円（計画値）

地域別実行計画の策定を通じ、地域の実情に合わせた公共施設のあり方について丁寧な議論を行いながら、施設の最適化へ向けた計画を作り、施設の整備や統廃合を着実に進めています。その一方で、55 地域での実行計画の策定予定に対し、現在の手法では 1 地域あたり約 1 年の期間を要しており、令和元年 11 月時点での策定地域は 4 地域、着手予定を含めても全体の 1 割程度であるといったスピード面での課題や、市の公共施設全体に対し地域ごとの公平性をいかに担保するかといった課題、さらに地域密着施設の再編には適しているものの、全市や区を代表するようなサービス利用圏域の広い施設の検討は進みにくいといった課題も明らかになってきました。

2. 配置方針の目的

こうした課題を解決するため、地域別実行計画というエリアマネジメントの考え方に加え、市の公共施設全体の配置方針を定めることにより、さらに財産経営の取組を強化することにしました。

本方針は、本市が公共施設を使って市民の皆さんに提供しているサービス機能を明らかにし、今後も提供するサービス機能に必要な施設の規模や量を検討するとともに、公共施設再編に対する本市の考え方を市民の皆さんにお示しすることで、今後の地域別実行計画の策定をさらに加速し、公共施設の再編を推進することを目的とします。

そのためにまずは、公共施設をサービス機能の類似するグループにより以下の17種類に分類し、その種類ごとにサービス機能の再確認を行い、最適化の方向性を検討することとしました。

【図表1：サービス機能により分類した17の施設種類一覧】

No.	施設種類	施設数	条例上の施設種類	圏域				
				計	I	II	III	
1	ホール施設 (大規模な貸館)	15	市民会館(亀田市民会館は除く)	6	0	6	0	
			文化会館	6	1	5	0	
			勤労者会館(テルサ)	1	1	0	0	
			生涯学習施設(西川多目的ホール, 白根学習館)	2	0	2	0	
2	コミュニティ系施設 (小規模な貸館)	125	コミュニティセンター	39	0	0	39	
			コミュニティハウス	14	0	0	14	
			地区公民館	25	0	8	17	
			公民館(分館)	17	0	0	17	
			地区集会場	21	0	0	21	
			生涯学習施設(西川多目的ホール, 白根学習館は除く)	4	1	0	3	
			勤労者会館(テルサは除く)	4	0	0	4	
			市民会館(亀田市民会館)	1	0	1	0	
			美術館	2	2	0	0	
4	博物館・資料館	15	博物館	1	1	0	0	
			地域資料の展示を行う資料館	14	1	6	7	
5	文化財的施設	7	建物に文化財的価値のある資料館	7	圏域なし			
6	図書館	38	図書館・図書室	38	1	6	31	
7	スポーツ施設 ※小分類の施設数はグラウンドなどハコモノのない施設も含むため、スポーツ施設全体の施設数と一致しない	41	スポーツ施設全体(500㎡以上の建物がある施設)					
			小分類	多目的運動広場	17	0	14	3
				野球場・ソフトボール場	28	0	24	4
				ゲートボール	12	0	8	4
				球技場	5	0	5	0
				体育館	23	1	17	5
				武道場	12	0	10	2
				水泳プール	10	1	9	0
				陸上競技場	1	1	0	0
				トレーニング場	15	0	15	0
庭球場	24	1	16	7				
8	ひまわりクラブ	121	ひまわりクラブ	121	0	0	121	
9	子育て支援施設	30	児童館	14	1	0	13	
			子育て支援センター	16	0	2	14	
10	高齢者福祉施設	46	老人憩の家	29	0	0	29	
			老人福祉センター	12	0	0	12	
			その他高齢者福祉施設	5	0	0	5	
11	保健福祉施設	26	保健福祉センター	8	0	0	8	
			健康センター	14	0	0	14	
			社会福祉施設(500㎡以上)	4	1	1	2	
12	幼稚園	10	幼稚園	10	0	0	10	
13	保育園	86	保育園	86	0	0	86	
14	小中学校	161	小学校	105	0	0	105	
			中学校	56	0	0	56	
15	公設デイサービスセンター	9	デイサービスセンター	9	0	9	0	
16	公営住宅	62	公営住宅	62	圏域なし			
17	斎場	5	斎場	5	1	4	0	

施設種類ごとの配置方針 対象施設数 (財産白書対象施設)	799
---------------------------------	-----

※掲載施設数は平成29年度末現在。ただし令和元年度末現在までに廃止した施設は除く。
 ※内訳 圏域I…15施設 圏域II…168施設 圏域III…653施設 圏域なし…69施設
 なお、スポーツ施設はハコモノのない施設や再掲分を含むため、実際の施設数と一致しない。

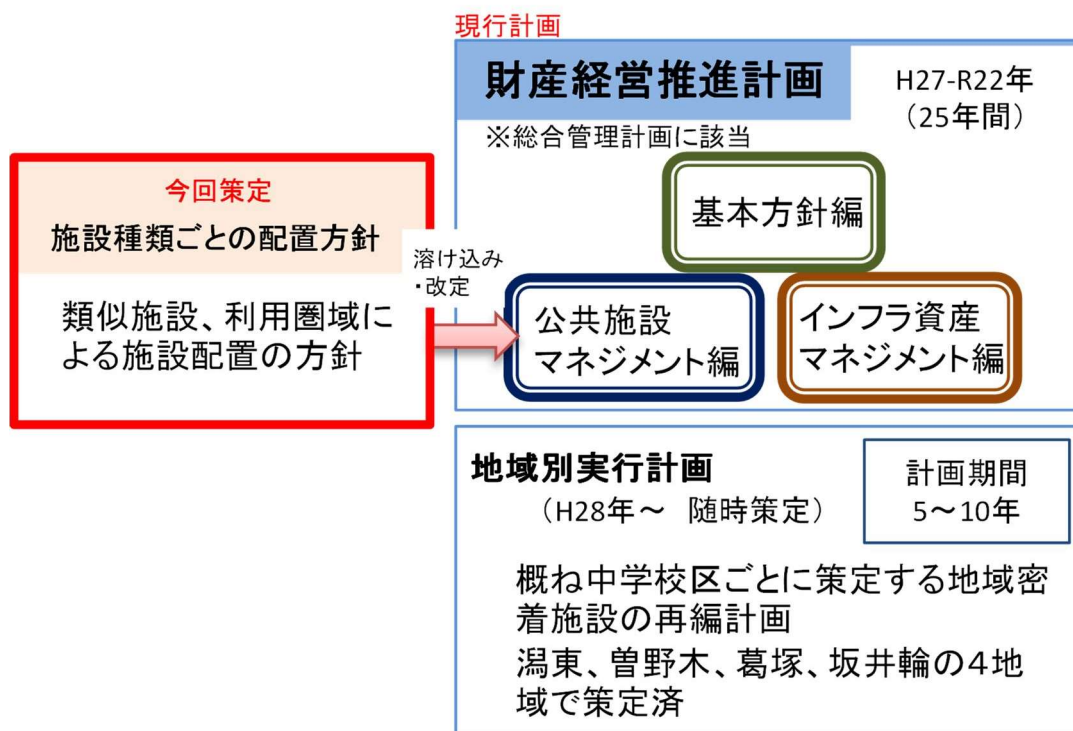
なお、産業振興センターや観光施設、キャンプ場といった施設数の少ない公共施設や、行政庁舎などの公用施設は、本方針とは別に検討することとします。

3. 本方針の位置づけ

本方針は、平成 27 年に策定した財産経営推進計画のうち、公共施設マネジメントに関する計画である公共施設編の一部として策定し、本方針に基づく具体的な取組みや目標と合わせて財産経営推進計画を改定します。

通常、行政計画の改定は一度に行うことが一般的ですが、今回は本方針を前倒して策定し、その方針に基づき新たな取組みとして公共施設の再編案の検討や、持続可能な公共施設の総量の試算を行うとともに、市民の皆さんのご意見を広くお聴きし、それらを盛り込む形で財産経営推進計画を改定することにより、より具体的かつ実効性のある計画となるよう進めていきます。

【図表 2：計画の体系図】

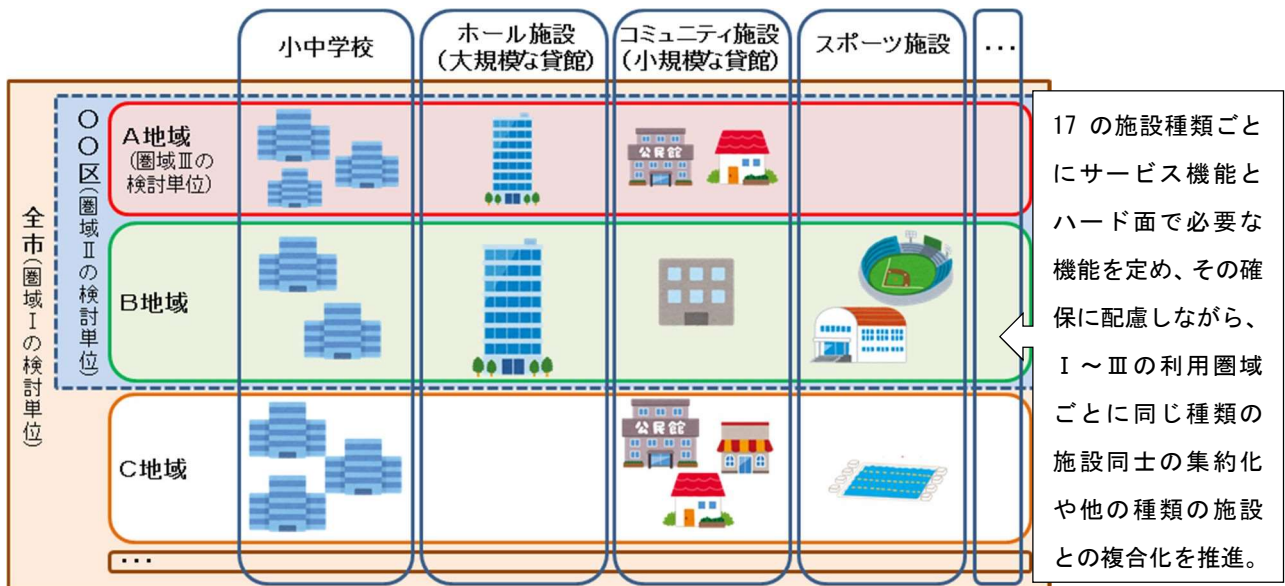


4. 配置方針の構成

本方針は、大きく二つの部分で構成します。一つは、施設によって全市、区、地域とサービス利用圏域が異なることに着目し、その圏域の中で種類ごとに最適化を図る方針です。これは、利用圏域に対し独自の考え方を持つ一部の施設種類を除き全施設共通の方針です。

もう一つは、サービス機能により分類した施設種類ごとにその特性を分析し、施設配置の方向性を定める方針です。全施設共通の方針のもと、たとえばコミュニティセンターや農村環境改善センター、公民館など、設置の目的は異なるものの、地域密着型の貸館サービスを行う施設として分類することで、より実情に即した施設配置の検討を行います。

【図表 3：利用圏域による共通方針と施設種類ごとの配置方針との関係】



5. 全施設共通の配置方針（圏域による最適化）

全施設に共通する配置方針は下表のとおりとします。ただし、施設種類によっては利用圏域の範囲が共通方針と異なる場合があります。その場合の考え方は施設種類ごとの方針案に追記します。

なお、「地域」の指す範囲は提供するサービスによりさまざまですが、本方針の圏域IIIにおける「地域」とは、地域別実行計画の策定単位である概ね中学校区の範囲とします。

【全施設共通の方針：種類ごとに圏域内での集約化を進めるとともに、他種類との複合化を推進】

圏域	方針案	着手のタイミング
I (全市域・15)	施設種類ごとに原則1施設を前提とし、検討を進める	・再編案の検討は方針策定後速やかに着手
II (1～3区・168)	施設種類ごとに圏域内での集約化、複合化の検討を進める	・再編は長寿命化の時期など、施設異動のタイミングで着手
III (地域・653)	以下の視点に基づき、地域別実行計画の策定を通じ地域と検討を進める <ul style="list-style-type: none"> 誰もが利用できる地域密着施設は将来的に原則1か所を目指しつつ、圏域の広さや施設利用率、人口等を勘案し集約化、複合化を図る 特定目的の施設は誰もが利用できる地域密着施設との集約化、複合化を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 方針策定後速やかに(仮)地域別再編案の検討に着手 地域別実行計画の策定は長寿命化の時期など、施設に異動がある地域から優先的に着手

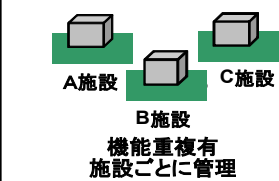
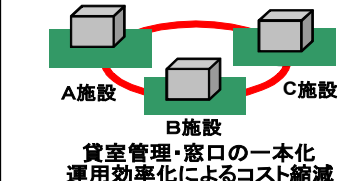
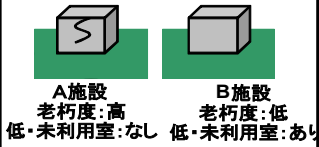
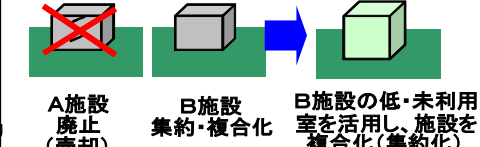
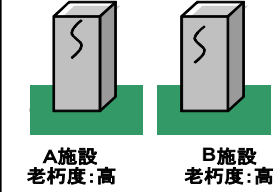
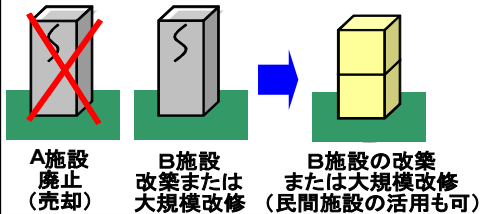
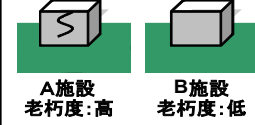
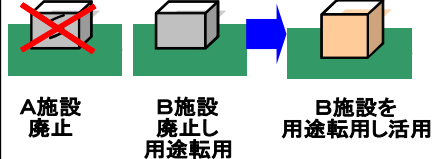
※圏域を設定していない施設は除く。また、スポーツ施設にはハコモノのない施設や再掲分を含むため、実際の施設数と一致しない。

6. 施設種類ごとの配置方針（サービス機能に着目した最適化）

施設種類ごとの配置方針では17の種類ごとに①継続・運用上の工夫②多機能化・複合化③集約化の3つの方向性について検討し、該当する項目について今後の方向性を記載しています。また、これらの取組の後、④用途転用の方向性に該当する施設が生じることとなります。

各項目の考え方の例は下表のとおりです。

【図表4：今後の方向性の考え方（施設最適化の手法）】

手法	現状	手法実施後
方向性① 継続・運用上の工夫	 <p>A施設 B施設 C施設 機能重複有 施設ごとに管理</p>	 <p>A施設 B施設 C施設 貸室管理・窓口の一本化 運用効率化によるコスト縮減</p> <p>施設を 使ったの サービスに 代え ソフト事業 や民間によ るサービス を提供</p>
方向性② 多機能化・複合化	 <p>A施設 老朽度:高 低・未利用室:なし B施設 老朽度:低 低・未利用室:あり</p>	 <p>A施設 廃止 (売却) B施設 集約・複合化 B施設の低・未利用室を活用し、施設を複合化(集約化)</p>
方向性③集約化	 <p>A施設 老朽度:高 B施設 老朽度:高</p>	 <p>A施設 廃止 (売却) B施設 改築または大規模改修 B施設の改築または大規模改修 (民間施設の活用も可)</p>
方向性④用途転用	 <p>A施設 老朽度:高 B施設 老朽度:低</p>	 <p>A施設 廃止 B施設 廃止し 用途転用 B施設を 用途転用し活用</p>

■17 施設種類の配置方針

(表の見方)

掲載施設は平成 29 年度末現在のもの。ただし令和元年度末までに廃止した施設は除く。

17 の施設種類

施設名は、平成 27～29 年度の施設カルテを分析し、同種類の施設と比較し運営コストや利用率に課題がある施設を表示

施設名は、原則、築後 50 年以上（昭和 45 年以前に建築）の施設かつ耐震性が低い（耐震化対応率 50%以下）の施設を表示※耐震化対応率（%）：耐震化対応済みの床面積÷総延べ床面積×100

①〇〇施設

1) 施設及び利用圏域

(施設名は高コスト・低利用の施設、施設名は築 50 年以上かつ耐震化対応率 50%以下)

区	圏域			公営施設（市以外）
	I	II	III	
北		〇〇会館		
東			〇〇荘	
中央	〇〇会館	〇〇会館		〇〇センター
江南				
秋葉				
南		〇〇館		
西		〇〇会館		
西蒲				

I：市を代表する施設
II：区を代表する施設
III：地域密着型施設

市所有以外の同種類の施設を表示
幼稚園、保育園、認定こども園は、令和元年 4 月 1 日現在、その他は令和元年 11 月調査現在

2) 施設配置の課題、施設運営上の課題

今後の方向性の概要

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

	継続・運用上の工夫	多機能化・複合化	集約化
圏域 I	○新たな利活用方法の検討		○圏域内で集約化
圏域 II	○市共催事業に関する使用料減免の厳格化・統一化の検討	○親施設として多機能化・複合化	

☞ 利用圏域ごとのマネジメントの方向性を基本として圏域内での集約を検討します。検討結果を踏まえ、施設や設備の長寿命化対策を検討します。

①ホール施設（大規模な貸館）

1) 施設及び利用圏域 15 施設（施設名は高コスト・低利用率の施設）

区	圏 域			公営施設（市以外）
	I	II	III	
北		北区文化会館		
東		東区プラザ		
中央	市民芸術文化会館 新潟勤労者総合福祉センター	市民プラザ、万代市民会館 音楽文化会館		新潟ユニゾンプラザ 朱鷺メッセ、新潟県民会館
江南		江南区文化会館		
秋葉		新津地区市民会館 秋葉区文化会館		
南		白根学習館		
西		黒埼市民会館、西新潟市民会館		
西蒲		巻文化会館、西川多目的ホール		

2) 配置・運営上の現状と課題

【サービス機能】

- ✖ ホール室の利用率は、各施設ばらつきはあるものの、50%前後にとどまっています。
- ✖ 公共交通の路線から離れている、住宅地に囲まれ駐車場が狭いなど、アクセス性に課題のある施設もあります。
- ✖ 長寿命化した場合の目標使用年数 80 年に対し、築 30 年未満の施設が 8 割を占めるなど、比較的、築年数の浅い施設が多くありますが、老朽度の高い施設もあり、今後修繕に係る費用が増大することが見込まれます。
- ✖ ホール機能を有する施設の特性として、建物の本体だけではなく、舞台設備など高額な附帯設備の修繕・更新も必要です。また、その更新期間は建物より短い期間となります。

【多機能化・複合化】

- ✖ 施設規模が大きいため、災害時の一時避難場所や津波避難ビルとして指定を受けている施設もあり、見直しの際は留意する必要があります。
- ✖ 既に、複合化された施設は、ホール機能を廃止しても他の機能が存続するため、それらの機能も含めた検討が必要です。

【施設の見直し】

- ✖ 補助金、交付金、起債を充て建設し償還中の施設は、補助金返還等が生じるため用途変更や処分するときには十分な注意が必要です。
- ✖ ホール機能の特徴として、市が実施する市民向け事業など、使用料の減免対象となる利用が多く、本来の収支状況が見えにくくなっていることから、コストに係る施設評価方法に課題があります。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

	①継続・運用上の工夫	②多機能化・複合化	③集約化
圏域Ⅰ	○新たな利活用方法の検討		○圏域内で集約化
圏域Ⅱ	○市共催事業に関する使用料減免の厳格化・統一化の検討	○親施設として多機能化・複合化	
<p>☞ 利用圏域ごとのマネジメントの方向性を基本として圏域内での集約を検討します。検討結果を踏まえ、施設や設備の長寿命化対策を検討します。</p>			

- ☞ 使用状況から、施設における「ホール機能」の役割を、概ね、
圏域Ⅰ施設は質の高い芸術・文化に触れる機会の提供および創造の場
圏域Ⅱ施設は市民の文化活動、生涯学習活動等の発表、交流の場の提供と、整理します。
- ☞ そして今後は、ホール機能の役割と市が示す公共施設の利用圏域ごとのマネジメントの方向性を前提に、ホールの規模や利用状況、立地等を加味し、圏域内での集約を検討し、その結果を踏まえ、施設や設備の長寿命化対策を検討します。また、立地する地域のコミュニティ系施設などを複合化することも併せて検討します。
- ☞ 具体化するタイミングは、次のとおりとします。
建物の長寿命化工事など、施設価値を向上させる修繕・改修を行うとき
附帯設備の入れ替えなど、施設価値を向上させる修繕・更新を行うとき
- ☞ また、今後の施設運営で次の項目に検討が必要です。
稼働率および使用料収入の向上のため、より利用者のニーズに沿う貸館の展開など、
会館の新たな利活用方法の検討
市名義共催による使用料免除の厳格化・統一化の検討

②コミュニティ系施設（小規模な貸館）

1) 施設及び利用圏域 125 施設

（施設名は高コスト・低利用率の施設、施設名は築 50 年以上かつ耐震化対応率 50%以下）

区	圏域		
	I	II	III
北		豊栄地区 公民館	北地区コミセン、葛塚コミセン、岡方コミセン、早通コミセン、木崎コミセン 長浦コミセン、北地区公民館、南浜公民館、濁川公民館 長浦農村公園、太田農村公園
東		中地区 公民館	シルバーピア石山、中地区コミセン、木戸コミセン、はなみずきコミハ 下山コミハ、山の下まちセン、石山南まちセン、大形まちセン、東石山コミハ 石山地区公民館、木戸公民館、臨空船江会館
中央	生涯学習 センター	中央公民 館	北部総合コミセン、東新潟コミセン、駅南コミセン、上山コミハ、二葉コミハ 寄居コミハ、白山コミハ、白新コミハ、関屋コミハ、関屋地区公民館 東地区公民館、鳥屋野地区公民館
江南		亀田地区 公民館	亀田市民会館、亀田駅前地域交流センター、亀田地区コミセン 二本木地区コミセン、小杉地区コミセン、曾野木地区公民館 横越地区公民館、大江山公民館、両川公民館、亀田あけぼの会館、蔵岡集会所 大江山農村環境改善センター、西野集会所、茗荷谷集会所、丸山集会所 横越農村環境改善センター、木津地域研修センター 横越地区勤労者総合福祉センター
秋葉		新津地区 公民館	小合地区コミセン、新津地域交流センター、新関コミセン、荻川コミセン 金津地区コミセン、小須戸まちセン、小須戸地区公民館、 小須戸地区ふれあい会館、新保地域研修センター、鎌倉地域研修センター 新津地区勤労青少年ホーム、新津地域学園
南		白根地区 公民館	新飯田地域生活センター、白根地域生活センター、茨曾根地域生活センター 庄瀬地域生活センター、小林地域生活センター、臼井地域生活センター 大郷地域生活センター、鷺巻地域生活センター、根岸地域生活センター 大通地域生活センター、味方地区公民館、月潟地区公民館 西白根公民館、味方公民館、七穂公民館、月潟農村環境改善センター 白根地区勤労者福祉センター、味方地区千日運動施設
西		坂井輪地区 公民館	坂井輪コミセン、西コミセン、内野まちセン、五十嵐コミハ、青山コミハ 小針青山公民館、西地区公民館、黒埼地区公民館 黒埼北部公民館、黒埼南部公民館、中野小屋公民館、赤塚公民館 黒埼農村環境改善センター、木場農村集落多目的共同利用施設
西蒲		巻地区 公民館	松野尾地域コミセン、西川地域コミセン、角田地区コミセン 中之口地区コミセン、岩室地区公民館、中之口地区公民館 潟東地区公民館、西川地区公民館、間瀬公民館 峰岡公民館、漆山公民館、巻やすらぎ会館、巻ふるさと会館 岩室すこやかセンター、岩室農村環境改善センター 貝柄地区集会所、巻農村環境改善センター、潟東ゆう学館、西川学習館

※施設名称のうち「コミュニティセンター」を「コミセン」、「コミュニティハウス」を「コミハ」、「まちづくりセンター」を「まちセン」と省略しています。

- 例 「北地区コミュニティセンター」 ⇒ 「北地区コミセン」
 例 「はなみずきコミュニティハウス」 ⇒ 「はなみずきコミハ」
 例 「山の下まちづくりセンター」 ⇒ 「山の下まちセン」

2) 配置・運営上の現状と課題

- ☞ コミュニティ系施設は学校に次いで施設数が多く、設置目的に以下の違いがありますが、いずれも地域に密着した貸館機能を持つ施設です。

コミュニティセンター コミュニティハウス	地域コミュニティ活動の中心的施設
公民館	社会教育法に規定されている社会教育機関で、地域の社会教育活動の拠点
農村環境改善センター 地域研修センター	農村集落の生活環境の改善を目的とした施設
勤労者会館	勤労者の福祉の増進を図ることを目的とした施設
生涯学習施設	市民の生涯にわたる学習活動や地域の文化活動を支援している施設

- ☞ 使用料等については、ほとんどの施設が有料ですが、農村環境改善センターなど設置の経緯から原則無料の施設もあります。また、利用手続も、個人で借りることもできる施設もあれば、公民館のように原則団体登録を要する施設があるなど、施設の利用条件はそれぞれ異なりますが、いずれの施設種類も小規模諸室を貸すことが行政目的を果たす手段の一つとなっています。
- ☞ 施設の形態については、生涯学習施設のように図書館や資料館等と併設しているなど、すでに複合化を果たしている施設もありますが、全般的に小規模な単独施設も多く、こうしたコミュニティ系施設が同一地域内に複数所在している場合もあります。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

	①継続・運用上の工夫	②多機能化・複合化	③集約化
圏域Ⅱ	○公平にサービスを提供する仕組みを整備	○親施設として特定目的の施設機能を吸収	○圏域内集約化
圏域Ⅲ	○一部施設は地域への貸付や譲渡を検討		○地域内集約化

- ☞ 施設を安全に利用できる間は有効活用を図りつつ、将来的には、原則地域に 1 施設をめざし、集約化など再編を進めます。
- ☞ 一部の地域住民に利用が限定されている施設については、利用実態に合わせ、自治会等への貸付や譲渡などについて検討します。

- ☞ コミュニティ系施設は、それぞれ設置目的は異なるものの、貸館機能を有する地域密着型の施設として共通の性格を有しています。
- ☞ そのことから、まずは、公平にサービスを提供する仕組みを整えるとともに、運営面での改善を進めることなどにより利用率の向上を図ります。
- ☞ また、施設を安全に利用できる間は有効活用を図りつつ、将来的には、地域における活動に必要な拠点の確保を基本とし、原則地域に 1 施設をめざし、集約化など再編を進めます。

- ただし、再編の検討に当たっては、人口規模や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意を図りながら進めます。
- また、特定の自治会の集会所として利用されるなど、一部の地域住民に利用が限定されている施設については、利用実態に合わせ、自治会等への貸付や譲渡などについて検討します。

③美術館

1) 施設及び利用圏域 2 施設

区	圏域		
	I	II	III
北			
東			
中央	新潟市美術館		
江南			
秋葉	新津美術館		
南			
西			
西蒲			

2) 配置・運営上の現状と課題

【サービス機能】

- 新潟広域圏（128万人）に公立美術館が4館（県立万代島美術館、新潟市美術館、新津美術館、胎内市美術館）存在します。
- コスト面では「特殊・大規模施設」であるため多額の経常的経費（施設の維持管理費）を必要とし、定期的な大規模改修の経費の確保が課題です。
- 大規模な企画展開催に伴う集客に対応できる駐車スペースや公共交通機関の確保も課題です。
- 施設の老朽化等に伴う経費増加への対応や、事業調整や相互協力に向け柔軟な人員配置を行うなどの経営体制の構築が求められています。

【施設の見直し】

- 訪日外国人の観覧に対応するため、館内表示や配布物等の多言語化、観覧料の電子決済システムの導入が求められています。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

① 継続・運用上の工夫

○効率的な運営や相互協力体制を進め、両館を維持

☞ 新潟市美術館と新津美術館は施設を維持し、より効率的な運営や経営を進めます。

- ☞ 新潟市美術館と新津美術館は施設を維持しつつ「最少費用で最大効果を発揮」できる施設に整備し、両館が相互協力できるよう柔軟な経営体制を構築します。
 - (1) 老朽化対策（定期的な改修と都度の修繕）に合わせて省エネ化を推進し、トータルコストの縮減を図ります。
 - (2) 柔軟な職員配置や融通性のある予算執行ができる組織体制に暫時移行することにより、情報共有、事業調整（展覧会等）、繁忙期の相互協力等を進めます。
 - (3) 県立万代島美術館との連携や市民ニーズの把握などにより展覧会の企画内容を調整するとともに、市民満足度の向上を図ります。
 - (4) 文化観光の推進に向けて来館者対応の多言語化を進めます。
 - (5) 開館時間の変更など効率的な経営を検討します。

- ☞ 両館の特性を活かした館運営を推進します。
 - (1) 収蔵品を活用した相互での展示及び美術資料の整理とデータベース化を進めます。
 - (2) 新津美術館は豊かな自然環境や周辺に集客施設と大規模な駐車場を有しており、新潟市美術館は公共交通機関でアクセスできる市中心部に隣接しています。こうした立地条件を活かし、新津美術館はアミューズメント展など幅広い層から利用されるポピュラーな文化施設として、市美術館は多様な分野の展覧会を開催するなど先進的な文化創造の発信拠点として、展覧会の内容や規模などにおいてゆるやかな役割分担を行います。

- ☞ 市民との協働等を推進します。

学校との連携（教育普及等）、市展や市民向け講座への協力などにより人材育成や発表機会の確保に努めます。

④博物館・資料館

1) 施設及び利用圏域 15 施設

(施設名は高コスト・低利用量の施設、施設名は築 50 年以上かつ耐震化対応率 50%以下)

区	圏域		
	I	II	III
北		北区郷土博物館	横井の丘ふるさと資料館
東			
中央	歴史博物館 會津八一記念館		
江南		江南区郷土資料館	
秋葉		石油の世界館 史跡古津八幡山弥生の丘展示館 新津鉄道資料館	
南		しろね大凧と歴史の館	曾我・平澤記念館
西			
西蒲			巻郷土資料館 潟東歴史民俗資料館 岩室民俗史料館 潟東樋口記念美術館 中之口先人館

博物館…歴史博物館

資料館…歴史博物館以外の上記施設

2) 配置・運営上の現状と課題

【サービス機能】

- ✖ 収集保存した歴史資料を展示し、講座等を開催することで市民にサービスを提供しています。
- ✖ 人口減少などを受け、利用者が減少している施設もありますが、地域や学校との連携強化や、高齢者の生涯学習の場の提供など、地域社会での存在意義を自覚し、市民サービスの向上を図っています。
- ✖ 歴史博物館は市全体の歴史資料を収集保存し調査研究する唯一の機関です。

【多機能化・複合化】

- ✖ 博物館は博物館法施行規則により設備等の指定要件規定があるため、複合化を検討する場合には考慮する必要があります。
- ✖ 歴史博物館は国の重要文化財である旧新潟税関庁舎を中心にして新潟の歴史や文化を体験し、楽しむことができる場を造るという構想の下に作られた施設です。
- ✖ 資料館は、テーマ性を持つなど区の観光資源としての役割も果たしている施設もあり、地域アイデンティティーのよりどころとなっている施設もあることから、施設の機能

移転等に際しては、それらに対する配慮が必要です。

- ✎ 史跡等の現地ガイダンスの役割を果たしている施設は、その場所にあることが重要です。

【施設の見直し】

- ✎ 歴史資料を収集・保管し調査・研究することで、本市の歴史・文化を次世代に伝える社会教育施設としての役割があるため、一般的な公共施設の基準のように利用率でみることは適切ではありませんが、効率的な管理・運営について、引き続き検討していきます。
- ✎ 一部の施設については、施設の有料化に向けた検討が必要です。
- ✎ 年々民具等の寄付による収蔵品が増え続け、収蔵スペースが不足していることも課題としてあります。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	②多機能化・複合化
<ul style="list-style-type: none"> ○歴史博物館は現状を維持 ○民具等収集のあり方、効率的な保管方法の整理・運用 	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域内で多機能化・複合化
<ul style="list-style-type: none"> ☞ 歴史博物館は建物を改修しながら現状を維持し、北区郷土博物館は更新を迎える頃にビュー福島潟エリアへ機能移転します。 ☞ 利用圏域が地域や区内に限られるような施設は、地域との合意形成を図りながら、地域の実情に合わせた再編を進めます。 ☞ 資料館の一部は、公民館、図書館などの調和する施設との統合による多機能化を検討します。 ☞ 史跡等の現地ガイダンス的な役割を果たしている施設は現状を維持します。 ☞ 収蔵品の増大を招かないよう、民具等収集のあり方や寄贈時の条件について検討し、保管のあり方についても整理・検討します。 	

- ✎ 博物館は歴史資料を収集保存し調査研究することを目的とし、資料館は地域の歴史資料の展示を主な目的とする施設であることから、機能及び役割が異なります。したがって、それぞれの施設状況及び地域の実情（利用圏域及び地域別実行計画）に合わせた検討が必要となります。
- ✎ 歴史博物館は、本市の歴史や文化を次世代に伝え、市民文化の向上や郷土愛の醸成に寄与することを目的として、歴史資料等を保管し、次世代に良好な状態で引き継ぐため、建物を改修しながら保存環境を維持します。
- ✎ 地域を利用圏域としている施設については、地域別実行計画の策定を通じ地域との合意形成を図りながら、地域の実情に合わせた再編を進めます。
- ✎ 北区郷土博物館は葛塚地域実行計画の中で、更新を迎える令和22年ごろにビュー福島潟エリアへ機能移転し、多機能化・複合化が予定されており、それまでは現在地で存続することで方針が決まっています。

- 資料館の一部は、歴史講座や総合学習の場としても活用されていることを踏まえ、施設再編を検討する際には地域や区内に存在する生涯学習施設や公民館、図書館など、調和する施設との統合による多機能化も含めて検討します。
- 史跡等の現地ガイドランス的な役割を果たしている施設は、その場所でなければガイドランス機能を発揮できないことから、史跡等とセットでの配置が望ましいことに配慮します。
- 年々収蔵品が増え続けていることから、収蔵品の増大を招かないよう、民具等収集のあり方や寄贈時の条件について検討するとともに、収蔵庫の集約による収蔵スペースの効率化や収蔵環境の適正化など収蔵品の保管のあり方についても整理・検討します。

⑤文化財的施設

1) 施設及び利用圏域 7 施設

(施設名は高コスト・低利用の施設、施設名は耐震化対応率 50%以下)

※カッコ内は指定等の状況

区	圏 域 ※文化財的施設は圏域を設定していません		
	I	II	III
北			
東			
中央	旧齋藤家別邸（国指定名勝（庭園））、旧小澤家住宅（市指定有形文化財） 燕喜館（国登録文化財）、旧日本銀行新潟支店長役宅		
江南			
秋葉			
南	旧笹川家住宅（国指定重要文化財）		
西			
西蒲	澤将監の館（市指定有形文化財）、篠原幸三郎家住宅（市指定有形民俗文化財）		

2) 配置・運営上の現状と課題

【サービス機能】

- 文化財保護法、新潟市文化財保護条例等で指定・登録された施設、またはそれに準じた施設であるため、適切に保存する責務があります。文化財を適切に管理・保存し、良好な状態で後世に引き継ぐこと、またその文化財を公開活用することで市民にサービスを提供しています。
- 教育活動の場及び文化活動の場も提供していることから、本市の歴史や文化の魅力を将来にわたって広く伝えて、市民文化の向上や地域の活性化、郷土愛の醸成に寄与しています。

【多機能化・複合化】

- ✎ 現在の状態を適切に維持し保存することが目的の施設です。

【施設の見直し】

- ✎ 建物自体に文化財的価値があることから、必要な修理・整備工事を行い、保存・活用を進めます。
- ✎ 活用面ではまちづくりとの連携やインバウンドを含めた観光面での活用が期待されており、特色ある区づくり事業や民間と連携したイベント等を開催し、PRを強化する等で施設の利用需要喚起につなげます。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

① 継続・運用上の工夫
○施設は適切に保存・活用
○指定管理者制度の移行や観覧料の見直し
☞ 市民文化の向上や地域の活性化、郷土愛の醸成に寄与する施設として適切に保存・活用します。
☞ 指定管理制度への移行や観覧料の見直しを検討します。

- ✎ 今後も本市の歴史・文化・魅力を将来にわたって広く伝えて、市民文化の向上や地域の活性化、郷土愛の醸成に寄与する施設として適切に保存・活用します。
- ✎ 指定管理者制度への移行など、効率的な運営にむけた方策の検討を引き続き進めます。
- ✎ 観覧料について、有料施設と無料施設が混在しており、施設の管理・運営コストの状況や社会状況の変化などに応じて、見直しを検討します。

⑥図書館

1) 施設及び利用圏域 38 施設 (施設名は高コスト・低貸出数の施設)

区	圏 域		
	I (中央図書館)	II (中心図書館)	III (上段：地区図書館、下段：地区図書室)
北		豊栄図書館	松浜図書館 濁川地区図書室
		(中央図書館)	山の下図書館、石山図書館 東区プラザ図書室、大形地区図書室 シルバーピア石山地区図書室
中央	中央図書館	(中央図書館)	生涯学習センター図書館 舟江図書館、鳥屋野図書館 関屋地区図書室
		亀田図書館	大江山地区図書室、曾野木地区図書室 両川地区図書室、横越地区図書室
秋葉		新津図書館	金津地区図書室、小須戸地区図書室 荻川地区図書室
		白根図書館	月潟図書館 味方地区図書室
西		坂井輪図書館	黒埼図書館、内野図書館 真砂地区図書室、西内野地区図書室 小針地区図書室、青山地区図書室 黒埼北部地区図書室
		西川図書館	岩室図書館、巻図書館、潟東図書館 中之口地区図書室

※アルザにいがた情報図書室は、男女共同参画の推進に資する資料を専門に扱う施設につき、本方針の対象外とします。

2) 配置・運営上の現状と課題

- ☞ 中央図書館・中心図書館・地区図書館・地区図書室の機能や役割分担を明確にし、中心図書館を核として地域の特性を活かした図書館運営が行える体制づくりを進めます。併せて市民が等しく図書館サービスを楽しむためのサービス拠点のあり方について検討します。

【サービス機能】

- ☞ 図書館の基本的機能は資料の収集・提供ですが、さらに「市民・地域・行政の課題解決」「子どもの読書活動推進」「市民との協働」につながるサービス提供を、社会状況の変化に対応して推進していく必要があります。
- ☞ 現代の図書館には、市民一人ひとりが主体的な判断を行うための知識や情報を提供する役割が求められ、紙媒体の資料だけでなく、電子書籍やインターネット情報等の提供も求められています。
- ☞ 本市の図書館は他の政令市との比較では高い整備水準にあり、市全体としてみれば概ね施設整備は充足していますが、地域によっては施設内容によるサービスの偏りがみられ、その解消に向けた検討が必要です。
- ☞ 図書館の機能を効果的に発揮するため、各区の基幹図書館として中心図書館を設置してきましたが、未設置の区において、今後、基幹的機能の必要性を検討していきます。
- ☞ サービス拡充の際は、導入時の臨時経費だけでなく、その後の経常経費や運営形態などについても検討が必要です。

【多機能化・複合化】

- ☞ 施設の魅力向上やサービス向上による活用促進のため、また施設老朽化対策や地域格差是正のための手法として、他施設との複合化などについて検討が必要です。

【施設の見直し】

- ☞ 利用状況などによる施設の配置や機能の見直しが必要と考えられますが、各館の設置地域の状況を考慮し、市民の理解を得ながら検討していく必要があります。
- ☞ すでに窓口業務などの民間委託を実施していますが、社会教育機関としての図書館機能のあり方を踏まえた上で、さらなる民間活用などの先進的な管理・運営方法についても研究しながら、より効率的な管理・利活用の方策について検討していく必要があります。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	②多機能化・複合化
<ul style="list-style-type: none"> ○各図書館の役割設定 ○利用の少ない図書館、図書室の運営等の検討や代替サービスによる機能補完 	<ul style="list-style-type: none"> ○親和性の高い生涯学習施設や地域の拠点施設等へ多機能化・複合化
<ul style="list-style-type: none"> ☞ 中央図書館と各区中心図書館、地区図書館、地区図書室の各機能を果たせるよう施設配置や運営を検討します。 ☞ 利用の少ない地区図書館の運営方法を検討します。 ☞ 利用の少ない地区図書室は、予約本受取サービスや地域移管等を検討します。 	

☞ 「図書館ビジョン」の目指す図書館像を踏まえて、効率的・効果的な施設配置及び運営を目指し、中央図書館と各区中心図書館、地区図書館、地区図書室の各機能を果たせるよう、各施設の利用状況や地域性を配慮し、地域と共に施設配置や運営を検討します。

1 中央図書館（1館）

全市立図書館・図書室の統括と、全市の情報の拠点として資料を収集・保存し、それを活用した多様なサービス方針を策定する中核的な機能を担います。

今後は、現状の窓口業務委託の効率化を検討します。

2 中心図書館（7館。うち1館は中央図書館が東区、中央区の中心図書館を兼ねる。）

区内の図書館・図書室の統括と、区の情報拠点として区内の地域資料を収集・保存し、地域との協働を推進して地域課題の解決を支援します。

今後は、窓口業務委託化等による効率化や利用が少ない館の運営方法を検討します。

3 地区図書館（12館）

地域住民を対象とし、図書の貸出を中心としたサービスを行います。

今後は、窓口業務委託化等による運営の効率化や利用の少ない館の運営方法を検討します。

4 地区図書室（19館）

近隣に図書館未設置の地域住民への図書貸出を行います。

今後も、利用の少ない地区図書室の予約本受取サービスへの転換や地域移管等を検討し、地域の協力を得て団体貸出を推進します。

⑦スポーツ施設

1) 施設及び利用圏域

本市は、野球、サッカー、バレーボール、剣道など多様に存在するスポーツ競技を市民が楽しむことができるよう、グラウンドや体育館、プールなど競技別にスポーツ施設を設置しています。

スポーツ施設の配置方針検討にあたっては、スポーツ施設種別ごとに集約や配置バランスを検討する必要があるため、スポーツ施設を以下の10種類に分類し、種類ごとに配置方針を検討します。

また、財産白書ではいわゆるハコモノのみを分析対象施設としていますが、スポーツ施設の中には、グラウンドなど大きな建物を備えない施設もあります。こうした施設も、本方針では配置検討の対象とします。

スポーツ施設種別	スポーツ施設種別の定義
グラウンド (多目的運動広場)	土地面積が992㎡以上で、必要に応じて各種スポーツが行えるもの
グラウンド (野球場・ソフトボール場)	固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール専用のもの
グラウンド (ゲートボール場)	自治体等が、ゲートボール場として指定しているもの
グラウンド (球技場)	サッカー、ラグビー、ハンドボール、ホッケー、その他これに類する球技専用のもの
体育館 (スケート場含む)	体育館…競技用床面積132㎡以上の建物で、必要に応じて各種スポーツが行えるもの スケート場(屋内)…滑走面積が300㎡以上のもの
武道場	主として柔道・剣道に使用されるもの
プール	水面積150㎡以上のもの
競技場	主として、陸上競技を行うためにつくられた施設で、1周200m以上のトラックを有するもの(トラック内にサッカー、ラグビー等を行う施設がある場合でも陸上競技場として取り扱う)
トレーニング場	屋内、屋外にあって、ウェイトトレーニングやサーキットトレーニング等のための設備を有し、もっぱらトレーニングに使用されるもの
庭球場	規定のコートを有し、もっぱらテニスに使用されるもの

また、スポーツ施設は、健康増進のために地域活動の一環で利用される場合、各種競技の競技力向上のために利用される場合、各種大会を実施・観覧するために利用される場合など、様々な目的に沿って利用される性質があることを踏まえ、以下に基づき圏域を設定します。

圏域Ⅰ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ協会や団体等の公認を得ている施設 ・国際規格である等、全県的にみて高い機能を有する施設
圏域Ⅱ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3区で利用が想定される施設 (圏域Ⅰ、Ⅲ施設の定義に該当しない施設)
圏域Ⅲ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・利用主体が地域住民である施設

【グラウンド（多目的運動広場）】17施設

施設名太字は、財産白書の分析対象施設です。

分析対象外施設を含めた分析評価は行っていません。

区	圏域			公営施設 (市以外)
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
北		阿賀野川公園、阿賀野川ふれあい公園 豊栄南運動公園	南浜運動広場	
東		阿賀野川河川公園		
中央				新潟スタジアム
江南		亀田総合体育館	亀田少年野球場・ふれあいドーム	
秋葉		新津金屋運動広場、阿賀野川水辺プラザ公園 新津東部運動広場、雁巻緑地公園	市之瀬運動広場	
南		白根総合公園		
西		西総合スポーツセンター、みどりと森の運動公園		
西蒲		スポーツパーク西川、 城山運動公園		

【グラウンド（野球場・ソフトボール場）】28 施設

（施設名は築 50 年以上かつ耐震化対応率 50%以下）

施設名太字は、財産白書の分析対象施設です。

分析対象外施設を含めた分析評価は行っていません。

区	圏 域			公営施設 (市以外)
	I	II	III	
北		豊栄木崎野球場、阿賀野川公園、阿賀野川ふれあい公園 濁川運動広場、 豊栄南運動公園		
東		阿賀野川河川公園、津島屋公園運動広場 中地区運動広場		
中央		西海岸公園、 鳥屋野運動公園	山二ツ運動広場	県立野球場
江南		かわね公園多目的グラウンド	亀田少年野球場・ ふれあいドーム	
秋葉		新津金屋運動広場、新津東部運動広場、小須戸運動広場		
南		味方野球場、月潟野球場、 白根野球場		
西		小針野球場 、 みどりと森の運動公園 、黒埼地区野球場		
西蒲		岩室野球場、西川野球場、中之口野球場、 城山運動公園	わなみ運動広場 漆山グラウンド	

【グラウンド（ゲートボール場）】12 施設

施設名太字は、財産白書の分析対象施設です。

分析対象外施設を含めた分析評価は行っていません。

区	圏 域		
	I	II	III
北		阿賀野川公園、阿賀野川ふれあい公園 豊栄南運動公園	
東		中地区運動広場	
中央			山二ツ運動広場
江南			
秋葉		小須戸運動広場	新津七日町運動広場
南			味方ゲートボール場 月潟ゲートボール場
西		西総合スポーツセンター 山田高架下ゲートボール場	
西蒲		スポーツパーク西川	

【グラウンド（球技場）】5 施設

（施設名は築 50 年以上かつ耐震化対応率 50%以下）

施設名太字は、財産白書の分析対象施設です。

分析対象外施設を含めた分析評価は行っていません。

区	圏 域			公営施設 (市以外)	民間施設 (参考)
	I	II	III		
北		太夫浜運動公園球技場			
東					3 施設
中央		鳥屋野運動公園		新潟スタジアム	
江南					2 施設
秋葉		雁巻緑地公園			
南					
西		みどりと森の運動公園			1 施設
西蒲		潟東サルビアサッカー場			

【体育館（スケート場含む）】23 施設

施設名太字は、財産白書の分析対象施設です。

分析対象外施設を含めた分析評価は行っていません。

区	圏 域		
	I	II	III
北		豊栄総合体育館 北地区スポーツセンター	
東		東総合スポーツセンター	
中央	新潟市アイスアリーナ	新潟市体育館 鳥屋野総合体育館	
江南		横越総合体育館、亀田総合体育館	横越体育センター
秋葉		秋葉区総合体育館、新津地域学園 新津 B & G 海洋センター	小須戸体育館
南		白根カルチャーセンター、味方体育館	
西		西総合スポーツセンター 黒埼地区総合体育館	
西蒲		西川総合体育館、岩室体育館 中之口体育館	西川体育センター 巻体育館、漆山体育館

【武道場】12 施設

施設名太字は、財産白書の分析対象施設です。

分析対象外施設を含めた分析評価は行っていません。

区	圏 域		
	I	II	III
北			豊栄武道館
東			
中央		鳥屋野総合体育館	
江南		横越総合体育館、亀田総合体育館武道場	
秋葉		新津地域学園、新津武道館、	小須戸武道館
南		白根カルチャーセンター、味方体育館	
西		西総合スポーツセンター、黒埼地区総合体育館	
西蒲		中之口体育館	

【プール】10 施設

施設名太字は、財産白書の分析対象施設です。

分析対象外施設を含めた分析評価は行っていません。

区	圏 域			民間施設 (参考)
	I	II	III	
北		遊水館		1 施設
東		下山スポーツセンター		1 施設
中央	西海岸公園	鳥屋野総合体育館		4 施設
江南		亀田総合体育館		1 施設
秋葉		新津B & G海洋センター		1 施設
南		白根総合公園、味方B & G海洋センター		1 施設
西		西総合スポーツセンター		2 施設
西蒲		中之口B & G海洋センター		1 施設

【競技場】1 施設

施設名太字は、財産白書でコスト・利用量の分析対象施設です。
分析対象外施設を含めた分析評価は行っていません。

区	圏 域			公営施設 (市以外)
	I	II	III	
北				
東				
中央	新潟市陸上競技場			新潟スタジアム
江南				
秋葉				
南				
西				
西蒲				

【トレーニング場】15 施設

施設名太字は、財産白書でコスト・利用量の分析対象施設です。
分析対象外施設を含めた分析評価は行っていません。

区	圏 域			民間施設 (参考)
	I	II	III	
北		豊栄総合体育館、北地区スポーツセンター		1 施設
東		東総合スポーツセンター、下山スポーツセンター		9 施設
中央		新潟市陸上競技場、鳥屋野総合体育館		14 施設
江南		横越総合体育館、亀田総合体育館		1 施設
秋葉		秋葉区総合体育館、新津B&G海洋センター		2 施設
南		白根カルチャーセンター		1 施設
西		西総合スポーツセンター、黒埼地区総合体育館		5 施設
西蒲		西川総合体育館、中之口体育館		2 施設

【庭球場】24 施設

施設名太字は、財産白書でコスト・利用量の分析対象施設です。

分析対象外施設を含めた分析評価は行っていません。

区	圏 域		
	I	II	III
北		濁川運動広場、 豊栄総合体育館 阿賀野川ふれあい公園	
東	新潟市庭球場	阿賀野川河川公園 中地区運動広場	
中央			
江南		亀田総合体育館	
秋葉		新津地域学園 、小須戸運動広場	新津七日町運動広場 新津東部運動広場、新津東町庭球場、
南		白根総合公園	味方テニスコート、月潟テニス場
西		西総合スポーツセンター 善久河川敷公園庭球場 寺地河川敷公園庭球場 流通公園庭球場	
西蒲		スポーツパーク西川 中之口テニスコート 城山運動公園	岩室緑地広場テニスコート 西川テニスコート

2) 配置・運営上の現状と課題

◆全体の課題

【サービス機能】

- ※ 昭和39年の新潟国体を契機に整備された体育施設を中心に施設の老朽化が進んでおり、今後の維持・更新が課題です。
- ※ 合併地域には旧市町村でそれぞれ整備してきた施設が多く、本市の人口一人あたりの施設数は政令指定都市最多となっており、全体的な維持管理経費を抑制していくことが課題です。

【多機能化・複合化】

- ※ 求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、多機能化・複合化や学校体育施設の相互利用などについて検討する必要があります。

【施設の見直し】

- ※ 今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを考慮し、十分な質のサービスを維持しながら、類似機能を持った施設の集約化などによる全体的な総量削減について検討していく必要があります。

◆グラウンド（多目的運動広場）

- ※ 屋外施設が中心であり、一部、屋内施設の設置もあります。
- ※ 大会開催で利用される大規模な施設もあり、設置年数の浅い施設が多いです。

◆グラウンド（野球場・ソフトボール場）

- ※ 施設の規模により、硬式野球での利用の可否、大会開催可否などが異なります。
- ※ 市民1人あたりの保有面積が政令市最大です。
- ※ 老朽化が進んでいる施設が多いです。

◆グラウンド（ゲートボール場）

- ※ 全体的に利用率は低く、利用者数も少ない傾向です。
- ※ 単独の施設のほか、総合体育館などの複合施設もあります。
- ※ 屋内施設、屋外施設ともにあり、設置年数の浅い施設が多いです。

◆グラウンド（球技場）

- ※ 大会開催から練習まで、幅広い利用があります。
- ※ 屋外施設のみで、どの施設も比較的設置年数は浅いです。

◆体育館（スケート場含む）

- ※ 市民1人あたりの保有面積が政令市最大です。
- ※ 施設の規模により大規模大会から個人利用まで幅広く利用されています。
- ※ 比較的設置年数の浅い施設もあれば、老朽化が進んでいる施設もあります。
- ※ 会議室など諸室が充実している施設では、会議だけではなくダンス練習やヨガなどで

も利用されています。

◆武道場

- ✖ 柔道、剣道、空手など複数の種目で利用される施設もあれば、弓道場、相撲場など、特定の種目専用の施設もあります。
- ✖ 大規模大会が開催できる施設もあり、屋内施設のみです。
- ✖ 武道場単体の施設のほか、複合施設もあります。

◆プール

- ✖ 日本水泳協会公認のプールが 1 施設あり、大規模大会の開催や練習まで幅広く利用され、学校の授業で利用されるプールもあります。
- ✖ プール単体の施設のほか、複合施設もあります。
- ✖ 設置年数の浅い施設が多いが、老朽化が進んでいる施設もあります。
- ✖ B&G 財団により設置された施設では、老朽化の進行により廃止を検討する場合は、B&G 財団に協議する必要があります。

◆陸上競技場

- ✖ 日本陸上競技連盟公認の陸上競技場ですが、老朽化が進んでいます。
- ✖ 新潟シティマラソンをはじめとした市の大規模イベント、陸上大会の開催、学校部活動での練習など、幅広い利用があります。

◆トレーニング場

- ✖ 総合体育館など複合施設の一部の施設として設置されています。
- ✖ 設置年数の浅い施設が多いですが、トレーニング機器の老朽化が課題となる施設もあります。
- ✖ 民間施設（ジムなど）もあり、民間施設の設置状況を注視する必要があります。

◆庭球場

- ✖ 大規模大会の開催から練習まで幅広く利用されているが、利用率が低く、利用者数も少ない施設もあります。
- ✖ 体育館など屋内施設でもテニスの利用がされています。
- ✖ 庭球場単体の施設のほか、他の施設との併設施設もあります。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	②多機能化・複合化	③集約化
○コスト見直しなどによる収支改善	○利用実態に応じ、コミュニティ系施設や学校体育施設との多機能化・複合化	○スポーツ施設種類ごとの集約化
<p>☞ 圏域Ⅰ施設は、全施設共通の配置方針に反しない限り、適切に維持します。</p> <p>☞ 圏域Ⅱ施設は、類似用途の施設が区内・隣接区に複数存在し、かつ、低利用・老朽化などの課題がある場合は、近隣施設の集約を基本とし、適正な配置バランスを検討します。</p> <p>☞ 圏域Ⅲ施設については、地域での利用状況や施設の役割を考慮し、地域別実行計画の策定において施設のあり方を検討します。</p>		

- ☞ 圏域Ⅰ施設は、各種スポーツ協会や団体等の公認を得ているなど希少性の高い施設であることから、全施設共通の配置方針に反しない限り、適切に維持します。
- ☞ 圏域Ⅱ施設は、類似用途の施設が区内・隣接区に複数存在し、かつ、低利用・老朽化などの課題がある場合は、近隣施設の集約化を基本とし、適正な配置バランスを検討します。
- ☞ 圏域Ⅲ施設については、地域での利用状況や施設の役割を考慮し、地域コミュニティ系施設や学校体育施設等への多機能化・複合化も含め、地域別実行計画の策定において施設のあり方を検討します。
- ☞ 収支状況に課題のある施設については、コストの見直しなどの収支改善を図ります。
- ☞ 避難所等、防災施設として指定されている施設については、防災上の位置づけを踏まえて検討を行います。

⑧ひまわりクラブ（放課後児童クラブ）

1) 施設及び利用圏域 121 施設（施設名は高コスト・低利用量の施設）

区	圏 域		
	I	II	III
北			葛塚、濁川第 1、濁川第 2、葛塚東第 1、葛塚東第 2、木崎、早通南第 1 早通南第 2、松浜
東			下山第 1、下山第 2、東山の下第 1、東山の下第 2、東山の下第 3、桃山第 1 桃山第 2、木戸第 1、木戸第 2、中野山、牡丹山、大形第 1、大形第 2、大形第 3 江南第 1、東中野山第 1・第 2、南中野山第 1、南中野山第 2、山の下、竹尾第 2
中央			女池第 1、女池第 2、山潟第 1、山潟第 2、山潟第 3、上所第 1、上所第 2 紫竹山第 1、紫竹山第 2、紫竹山第 3、鏡淵、鳥屋野第 1、沼垂第 1、沼垂第 2 桜が丘第 1、桜が丘第 2、桜が丘第 3、新潟第 1、新潟第 2、万代長嶺、白山第 1 浜浦第 1、浜浦第 2、南万代、笹口、日和山、上山第 2、上山第 3、有明台
江南			横越第 1、横越第 2、亀田第 1、亀田第 2、亀田第 3、亀田西第 1、亀田西第 2 大淵、丸山、曾野木、早通、両川、亀田東第 1、亀田東第 2、亀田東第 3 亀田東第 4
秋葉			小須戸、矢代田、新津第一、新津第三第 1、新津第三第 2、新津第三第 3、金津
南			根岸、白根第 1、白根第 2、臼井、味方、月潟
西			真砂第 1、真砂第 2、小針第 1、小針第 2、坂井輪第 1、坂井輪第 2、西内野第 1 西内野第 2、立仏第 1、赤塚、新通第 1、新通第 2、新通第 3、東青山第 1 東青山第 2、内野第 1、内野第 2、山田第 1、山田第 2、大野第 1、大野第 2 黒崎南、坂井東
西蒲			鎧郷、升潟、潟東、巻北第 1、巻北第 2、巻南、岩室、中之口西、松野尾 和納、中之口東

※施設名称の「ひまわりクラブ」は省略しています。

例 「葛塚ひまわりクラブ」 ⇒ 「葛塚」

2) 配置・運営上の現状と課題

- 放課後児童クラブを利用する児童は年々増え続けており、公設クラブの施設整備を進めるとともに、民設クラブの運営助成を行い、待機児童を出さないよう受入れ、地域の子どもたちを地域で見守る体制を整えてきました。今後も利用する児童の増加に対応するため、受入体制を確保するとともに、児童の安心・安全のため、学校の余裕教室を基本とした施設整備を行う必要があります。

(参考：利用児童数推移) ※民設放課後児童クラブ含む

	R 元年度 (実績)	R2 年度 (見込み)	R3 年度 (見込み)	R4 年度 (見込み)	R5 年度 (見込み)	R6 年度 (見込み)
利用 児童数	10,935 人	11,449 人	11,830 人	12,170 人	12,518 人	12,877 人

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

②多機能化・複合化

○小学校での整備を基本とした多機能化・複合化

☞ 小学校内の余裕教室の活用を基本とし、状況に応じてその他の施設も活用しながら放課後児童クラブの整備を行っていきます。

- 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、遊びおよび生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上確保する必要があります。今後も利用児童数の増加に対応し、小学校内の余裕教室の活用を基本とし、状況に応じてその他の施設も活用しながら放課後児童クラブの整備を行っていきます。
- 放課後児童クラブを整備するうえで、立地条件を以下とします。
 - ① 小学校の余裕教室の活用や小学校更新時などの複合化を第一に優先します。
 - ② 余裕教室が生じる見込みのない場合は、まず、小学校敷地内での整備を検討します。
 - ③ 小学校敷地内での整備が見込めない場合、近隣の既存公共施設や民間施設の活用を検討します。
 - ④ 近隣の既存公共施設や民間施設の活用が見込めない場合、近隣の公共用地での整備を検討します。
- 余裕教室の活用は、小学校の大規模改修などの予定がある場合はそれに合わせて改修を検討します。
- 小学校の敷地内などに整備する場合は、将来の利用需要を考慮した上で、適切な規模を検討します。

⑨-1 子育て支援施設（児童館）

1) 施設及び利用圏域 14 施設

（施設名は高コスト・低利用量の施設、施設名は築 50 年以上かつ耐震化対応率 50%以下）

【分類】 子育て支援施設（児童館）を更に分類すると、次の 2 つに分類されます。

①児童館 ②児童館に類似する施設

区	圏域		
	I	II	III
北			①葛塚東児童館、①早通児童センター、①三ツ森児童館 ①豊栄児童センター
東			②こども創作活動館
中央	②こども創造センター		①新潟市児童センター
江南			①亀田東児童館
秋葉			
南			①白根児童センター、①味方児童館、①白根南児童館 ①白根北児童館
西			①坂井輪児童館
西蒲			①岩室地域児童館

2) 配置・運営上の現状と課題

《共通事項》

※ 児童福祉法に基づく児童館として公設のものが 12 施設、それに類する施設として 2 施設あります。

【サービス機能】

- ※ 人口減少や少子・超高齢社会を考慮し、社会状況の変化や利用需要の変化に対応した施設のあり方、サービスの提供を検討する必要があります。
- ※ 現在、使用料は無料としていますが、社会状況の変化や施設利用需要の変化、管理・運営コストの状況などに応じて、適宜見直しを検討していく必要があります。

《児童館》

【サービス機能】

- ※ 現在児童館がない区や、児童館がある区でも一部地域に集中しているなど、施設配置のバランスに課題があります。
- ※ 災害時における避難所としての機能などを考慮する必要があります。

【施設の見直し】

- ※ 利用されていない時間帯のある室を有する施設は、建設時の財源となった国庫補助金等における転用等の基準に注意しながら、利用されていない時間帯の他用途や多目的での利用など、弾力的な運用について検討が必要です。

【多機能化・複合化】

- 施設の老朽化による更新時期などに合わせて、市民の利便性の向上や効率的な管理・利活用につながる多機能化・複合化、管理・運営の一元化などの検討が必要です。その際には、現状や将来の利用需要の把握が重要です。

《児童館に類似する施設》

- 体験型の施設であり、施設本体だけではなく設備も建物より短い期間で修繕・更新が発生します。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	②多機能化・複合化
○新設せず学校などの既存施設にてサービス提供	○学校や地域拠点施設への多機能化
<ul style="list-style-type: none">児童館は、原則、更新や新設は行わず、学校をはじめとする地域の既存施設を有効活用しながら、児童への健全な遊びの提供や居場所を確保します。こども創造センターやこども創作活動館は、効率的な運営を図りながら継続します。	

《児童館》

- 今後は、児童への健全な遊びの提供や居場所の確保にむけて、原則児童館の新設は行わず、学校をはじめとする地域の既存施設を有効活用していきます。
- 既存の児童館については、「地域の児童の居場所」「母親クラブなどの活動の場」として施設機能の充実と施設の効率的な利活用を行いながら、今後の施設・設備の補修等は必要最小限とし、将来的には学校をはじめとする地域の既存施設への機能移転を進めます。
- なお、地域住民のニーズや様々な施設の配置状況など地域によって状況も異なることから、地域のご意見もお聞きしながら再編を進めます。

《児童館に類似する施設》

- 施設の目的に沿った運営を行えるよう、利用者数など施設の利用状況を把握し施設の効率的な利活用も検討していきます。

⑨-2 子育て支援施設（子育て支援センター）

1) 施設及び利用圏域 16 施設（施設名は高コスト・低利用量の施設）

【分類】 子育て支援施設（子育て支援センター）を更に分類すると、次の2つに分類されます。

- ① 子育て支援センター（市の地域子育て支援センター要綱に基づく事業実施施設）
- ② 子育て支援センターに類似する施設（国の地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づく事業実施施設）

区	圏域			民間施設 (施設内または併設)
	I	II	III	
北			<ul style="list-style-type: none"> ① 早通南保育園子育て支援センター (早通南保育園内) ① 木崎子育て支援センター (木崎保育園内) 	<ul style="list-style-type: none"> ① あがのこども園 ① にごりかわこども園 ① こまくさ保育園 ① ほのぼの保育園
東		② てらやまい〜てらす	② わいわいひろば	<ul style="list-style-type: none"> ① 上木戸保育園、① 岡山こども園 ① はじめ保育園、① 藤見幼稚園 ① 新石山カルチャセンター
中央			<ul style="list-style-type: none"> ① 八千代子育て支援センターちゅうりっぷ (八千代保育園内) ① 鳥屋野子育て支援センター (鳥屋野保育園併設) ② 子育て応援ひろば 	<ul style="list-style-type: none"> ① あそびの森有明幼稚園 ① 愛泉こども園、① 親松幼稚園 ① 新潟えきなかこども園 ① コスモス鐘木保育園 ① 新潟日報メディアプラス
江南			<ul style="list-style-type: none"> ① 亀田子育て支援センターかめっこ広場 (江南区福祉センター内) ① 横越子育て支援センターいちごっこ広場 (横越中央保育園併設) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 四つ葉保育園
秋葉		① 子育て支援センター 新津育ちの森 (新津地区市民会館併設)	① 矢代田保育園子育て支援センター (矢代田保育園併設)	<ul style="list-style-type: none"> ① 森のいえ ① 認定こども園おひさま ① にいつ愛慈こども園
南			① 子育て支援センター白根つくし園	<ul style="list-style-type: none"> ① ガデュルス・いぶき保育園 ① あかねこども園 ① 白根そよ風保育園
西			① 黒崎子育て支援センター (黒崎なかよし保育園併設)	<ul style="list-style-type: none"> ① なの花こども園、 ① 新通こども園、① 愛慈こども園 ① 松の実第二こども園 ① あそびの森つばさ幼稚園 ① 寺尾幼稚園 ① 有明児童センター
西蒲			<ul style="list-style-type: none"> ① 巻子育て支援センターころころ広場 (世代交流館どんぐりの舎内) ① 岩室子育て支援センターぽかぽかコアラ (岩室保育園内) ① 中之口子育て支援センター (中之口こども園内) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 鎧郷保育園 ① かたひがし保育園 ① めぐみこども園

2) 配置・運営上の現状と課題

【サービス機能】

- ✎ 主な利用者となっている0～2歳児は、教育・保育施設への入園が年々増加していることもあり、利用者数の減少や利用児童の低年齢化が進んでいます。令和2年度から5年間の利用推計人数は、年々減少傾向と試算しています。
- ✎ 利用児童の低年齢化（0～1歳児）に合わせた子育て等に関する相談・支援の実施や、保育施設への入園を含む多様な保育サービスに関する情報、地域の子育て関連情報の提供を充実させることが課題となっています。

【多機能化・複合化】

- ✎ 保育園内の設置や保育園と同一敷地内の設置が多いことから、市立保育園配置計画や基幹保育園※整備の方向性と併せて検討する必要があります。
※基幹保育園とは
通常保育を行うことは元より、保育実践を通して課題検討や保育内容の見直しを行い、地域の教育・保育を牽引する役割を担うとともに、地域や社会に求められる子育て支援事業を展開することで、地域のセーフティネットとしての機能も図るものとしています。

【施設の見直し】

- ✎ 施設の中には、発達支援（療育）など、付加的な役割を担っているセンターもあるため、見直しを行う際は単に利用者数だけでなく、その機能の必要性や引継ぎ先等についても併せて検討が必要です。
- ✎ 市立保育園の統廃合と同様、地域でのニーズ等の現状把握は区ごとに行い、地域の実情に合わせた検討が必要です。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	②多機能化・複合化
○利用者層の変化に伴うサービス見直し	○基幹保育園の配置（整備）と併せた機能集約の検討
☞ 利用状況や設置に至った経緯、地域ニーズ等を考慮しながら、配置や施設数の見直しを行い、基幹保育園の整備に併せて、子育て支援センター機能の複合化や集約化を検討します。	

- ✎ 子ども・子育て政策の分野別計画である第2期 新・すこやか未来アクションプランの策定においては、事業実施個所数は現行どおりとしています。利用状況や設置に至った経緯、地域ニーズ等を考慮しながら、必要に応じて配置や施設数の見直しを行います。
- ✎ 利用者数は減少傾向にあるものの、年齢層に合わせたサービスの提供内容やセンター自体の役割を見直すとともに、基幹保育園の機能や、市立保育園配置計画に基づく統廃合、さらには民営化と併せて検討を行います。

⑩高齢者福祉施設

1) 施設及び利用圏域 46 施設 (施設名は高コスト・低利用量の施設)

【分類】 高齢者福祉施設を更に分類すると、次の3つに分類されます。

①老人憩の家 ②老人福祉センター ③その他高齢者福祉施設

区	圏 域		
	I	II	III
北			①阿賀浜荘、①新崎荘、①しあわせ荘、②豊栄さわやか老人福祉センター
東			①大形荘、①じゅんさい池、①松崎荘、①大山台、①岡山荘
中央			①なぎさ荘、①鳥屋野荘、①山潟荘、①米山荘、①沼垂荘、①ひばり荘
江南			①両川荘、①曾野木荘、①大淵荘、①大江山荘 ②老人福祉センター横雲荘、②老人福祉センター福寿荘
秋葉			②小須戸老人福祉センター
南			②いこいの家月寿荘、②いこいの家楽友荘、②老人福祉センター白寿荘 ③白根高齢者能力活用センター
西			①新川荘、①小針荘、①西川荘、①明和荘、①寺尾荘、①五十嵐中島荘 ①槇尾荘、①やなぎ荘、①成巻荘、①神明荘、②老人福祉センター黒埼荘
西蒲			①かすがい荘、②いこいの家西川荘、②中之口老人福祉センター ②いこいの家得雲荘、②いこいの家蛍雪荘、③高齢者生きがいルーム中之口 ③中之口高齢者支援センター、③高齢者生きがいルーム楽焼 ③西川高齢者ふれあい福祉センター

2) 配置・運営上の現状と課題

【共通】

- ❖ 高齢者のニーズが多様化する中で、設置当時と求められるニーズに変化が出てきており、サービスのあり方そのものの検討が求められています。
- ❖ 高齢者施設は、そのサービス内容や地域の実情は様々であり、一様にあり方や基準を定めるのではなく、高齢者福祉、地域福祉への寄与も考慮しつつ、それぞれに応じたあり方を検討していく必要があります。

【老人憩の家について】

- ❖ 高齢者人口が年々増加する一方で、利用者数は平成8年をピークに減少が続き、現在もなお減少傾向です。また、利用者が固定化される傾向にあります。
- ❖ 入浴利用料の徴収に伴い、多世代交流事業など指定管理者による様々な自主事業の実施を行ってきましたが、利用者数などの改善には至っておらず、地域の高齢者全体の「憩いの場」、「娯楽の場」、「健康づくりの場」といった役割・機能を十分に果たしているとはいえません。

- ☞ 施設の維持管理では、老朽化により修繕費など多くの維持管理経費が発生しています。すでに半数以上の老人憩の家が築後 30 年以上経過していることから、今後も老朽化が進みさらに修繕費が増えることが予想されます。

【老人福祉センターについて】

- ☞ 入浴施設と広間の利用のほか、生きがい推進事業などのソフト事業の展開や貸館機能を持っていますが、全体として利用者数は減少を続けています。
- ☞ 地域包括ケアシステムにおける介護予防や生活支援提供の場といった高齢者への福祉サービスの提供を行いつつ、地域の茶の間のような多世代・地域交流の場などとしての活用方法の検討も必要です。

【その他高齢者福祉施設について】

- ☞ 利用者数の減少や老朽化が進んでいる施設もあります。中には、陶芸のための窯や茶室など高齢者の生きがいづくりに寄与する特徴的な施設もあり、それぞれの施設や地域の実情に応じ、あり方を検討する必要があります。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	②多機能化・複合化
○多世代交流の場としての活用方法を検討	○老人憩の家や老人福祉センターは、多世代交流可能な地域拠点施設に機能移転
<ul style="list-style-type: none"> ☞ 老人憩の家は、新たな整備を行わず、施設・設備の補修等は必要最小限とします。また、入浴設備の更新はせず、老朽化や利用率が著しく低い施設は廃止を検討し、将来的には、地域の拠点施設へ機能移転を進めます。 ☞ 老人福祉センターは、人口規模やサービス圏域の面積、施設の利用状況を考慮しつつ、地域と合意形成を図りながら地域の拠点施設等との複合化の検討を行います。 ☞ その他高齢者福祉施設は、設置背景や地域の実情が大きく異なることから、一様により方や基準を定めるのではなく、それぞれの施設に応じたあり方を地域別実行計画の策定を通して検討します。 	

【共通】

- ☞ 高齢者福祉施策全体の中で、必要性が薄れたサービスは廃止し、今後のニーズに合わせたサービス提供の組替を行います。
ただし、施設を安全に利用できる間は、市民が求める高齢者サービスや多世代交流の場としての利用も含め、施設の有効利用を図ります。
- ☞ 今後、施設の集約化や複合化、サービスの存続を検討する際には、人口規模やサービス圏域の面積、施設の利用状況を考慮しつつ、地域との合意形成を図りながら実情に合わせた検討を行います。

【老人憩の家について】

- ④ 平成18年度の「新潟市老人憩の家運営事業検討委員会」でまとめられた提言に基づき、多世代交流の場としての活用など現施設の有効活用を図りながら引き続き運営を行います。
- ④ 現在の利用者の精神的・身体的健康への寄与につながっており、早急な縮小や廃止は困難ですが、今後の施設・設備の補修等は必要最小限とし、入浴設備は更新せず、老朽化や利用率が著しく低い施設は、廃止を検討します。
- ④ また、将来的には公共施設の再編を進める中で地域住民のだれもが利用できる拠点施設への機能移転を進め、拠点施設に老人憩の家の機能が移転した段階で、当該地域に設置されている老人憩の家は役割を終えて廃止します。

【老人福祉センターについて】

- ④ 高齢社会において、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすために高齢者福祉がますます重要となってくることや、地域住民がともに支えあう多世代型の拠点が求められていることを踏まえ、人口規模やサービス圏域の面積、施設の利用状況を考慮しつつ、地域社会をしっかりと支える拠点の確保へ向け、地域住民と合意形成を図りながら地域の拠点施設等との複合化の検討を行います。

【その他高齢者福祉施設について】

- ④ 各施設の設置背景や地域の実情が大きく異なることから、一様にあり方や基準を定めるのではなく、それぞれの施設に応じたあり方を地域別実行計画の策定を通して検討します。

⑪保健福祉施設

1) 施設及び利用圏域 26 施設 (施設名は高コスト・低利用率の施設)

※社会福祉施設はハードのみ分析施設

区	圏 域		
	I	II	III
北			北地域保健福祉センター、豊栄健康センター
東			石山地域保健福祉センター、木戸健康センター
中央	総合福祉会館		東地域保健福祉センター、南地域保健福祉センター 中央地域保健福祉センター、入舟健康センター
江南		江南区福祉センター	横越健康センター、亀田健康センター
秋葉			新津健康センター
南			白根健康福祉センター、月潟健康センター 味方健康センター
西			黒埼地域保健福祉センター 西地域保健福祉センター、黒埼健康センター 坂井輪健康センター
西蒲			巻地域保健福祉センター、西川健康センター 岩室健康センター、潟東健康センター 西川社会福祉センター、巻ふれあい福祉センター

2) 配置・運営上の現状と課題

【サービス機能】

- 保健福祉センター、健康センターの果たす機能は主に健診の対応や相談・支援であり、社会福祉施設は福祉活動の場として、地域における保健と福祉の拠点となっています。
- 「保健所及び保健センター数」(H29 公共施設等状況調・総務省※)が、20 政令市中、大阪市の 25 に続き本市は 23 施設であり、政令市中 2 番目となっています。

※社会福祉施設を調査に含まないため、上記の表の施設数とは一致しない

【多機能化・複合化】

- すでにまちの拠点施設や親和性の高い福祉施設と複合化している施設も多く、申請手続きのワンストップサービス展開など複合施設のメリットを活かしています。また、他施設を活用して保健事業を実施しているケースもあります。一方で、大規模な催事が重なった場合の駐車場の混雑などの課題があります。

【施設の見直し】

- これまでも、施設移転などの機会を捉え、保健福祉センターや健康センターについては廃止、集約を進めてきています。

- ✖ 一部事業は、医師による診療が行われるため、診療所登録をされている施設でなければ、実施できないことに注意する必要があります。
- ✖ 一部の健康センターにおいては、条例で保健・福祉分野の利用に限らず、有料で貸し出しを行うことができると定められています。他の有料貸館との兼ね合いを視野に入れながら、施設が利用されていない時間帯の他目的利用なども含め、貸し出しのあり方について検討を進める必要があります。
- ✖ 老朽化が始まっている施設は、限られた予算の中で修繕を行いながら維持管理をしていく必要があります。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	②多機能化・複合化
○貸室や利用料の設定について検討	○老朽化等施設の機能代替を果たせる コミュニティ系施設等への多機能化・複合化
<p>☞ 老朽化の進んだ施設や利用率の低い施設については、機能代替を果たせるコミュニティ系施設等を活用した健診機能の確保や、多機能化・複合化を検討します。</p> <p>☞ コミュニティハウスなどの類似貸館施設との兼ね合いを視野に入れながら、施設の利用料の設定を検討します。</p>	

- ☞ すでに複合化している施設が多いという実績があることから、老朽化の進んだ施設や利用率の低い施設については、機能代替を果たせるコミュニティ系施設等への多機能化・複合化を検討します。
- ☞ ただし、検討に当たっては、人口規模や圏域面積、施設利用状況やバリアフリー状況などに配慮しつつ、地域別実行計画の策定により地域との合意形成を図りながら、地域の実情に合わせた再編を進めます。
- ☞ また、当面は施設の利活用の方策として、貸室未実施の施設については実施を検討し、あわせて、利用者負担の原則に基づき利用料の設定も検討します。

⑫幼稚園

1) 施設及び利用圏域 10 施設 (施設名は高コスト・低利用量の施設)

区	圏 域			民間幼稚園 (参考)
	I	II	III	
北				松浜あゆみ幼稚園 ゆたか幼稚園 豊栄マリア幼稚園
東			牡丹山幼稚園	あおい幼稚園
中央			沼垂幼稚園	聖ラファエル幼稚園 新潟中央幼稚園 あさひ幼稚園 蒲原幼稚園 新潟青陵幼稚園 真人幼稚園
江南				
秋葉			市之瀬幼稚園 小合東幼稚園 新津第一幼稚園 新津第二幼稚園 新津第三幼稚園 結幼稚園 小須戸幼稚園	新津カトリック幼稚園
南				白根カトリック幼稚園
西			西幼稚園	坂井輪幼稚園
西蒲				ひのまる幼稚園

2) 配置・運営上の現状と課題

- ✖ 幼児教育の課題として、環境の変化に対応した幼児教育の提供、言語表現能力や集団とのかかわりの中で自己発揮する力の育成、小学校教育との連携の推進、特別な配慮を要する幼児に対応するための取組への対応が求められています。
- ✖ 市立幼稚園は、家庭・地域社会と協力しながら他の幼児教育・保育施設と連携を図り、本市の幼児教育水準のさらなる向上に向けた取組を推進していく役割が求められています。
- ✖ しかしながら、市立幼稚園の中には、充足率（定員に対する園児数の割合）の低下が進み、幼児教育の研究を推進するのに必要な一定数以上の園児数を確保することができていない園もあります。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	③集約化
○センター的役割を果たす幼稚園へ教育水準向上に資する取組を集中投資	○5園に再編（沼垂、新津第一、新津第三、結、西を存続予定） ○センター的役割を果たす幼稚園へ集約
👉 令和5年度までに、現在の市立幼稚園を5園に再編します。	

- 👉 平成30年8月に策定した「市立幼稚園再編実施計画」において、コスト・利用状況のみならず、充足率（定員に対する園児数の割合）、小学校との連携のし易さ、施設の老朽化などの7つの観点で評価した結果をもとに、令和5年度までに、現在の市立幼稚園を5園に再編します。
- 👉 重点的に取り組むべき教育内容の「選択」と、施設や人材等の教育環境の効果的な「集中」を図り、本市が目指す幼児教育の先進的な実践や普及に努める等、他の幼児教育・保育施設のモデルとなることも含めた、センター的役割※を担う幼稚園の機能を実践します。

※センター的役割とは

文部科学省の示す幼稚園教育要領に基づいた確かな教育を実践し、人材育成のための研修機会の提供、他の幼児教育・保育施設への助言・情報提供などを行い、本市幼児教育の水準向上に資すること。

⑬ 保育園

1) 施設及び利用圏域 86 施設 (施設名は高コスト・低利用量の施設)

区	圏 域			民間保育園・認定こども園 (参考)
	I	II	III	
北			【保育園】 ちとせ、太夫浜、太田 越岡、すみれ、早通南 早通北、二葉、三ツ森 木崎、若葉、かやま	【保育園】 みなと福祉、光華、豊栄マリア、青い鳥、こまくさ ほのぼの 【認定こども園】 小鳥の森、松浜、つくし、早通みずほ幼稚園、あがの あたごとまと、にごりかわ
東			【保育園】 大山、山ノ下、山木戸 桃山、石山、大形 第二中野山、東中野山 中山、中野山	【保育園】 上木戸、逢谷内、岡山乳児園、はす池、船江、はじめ 中道山、第二はじめ、ナカノスイミング、なかの乳児 メイプル、みのり 【認定こども園】 藤見幼稚園、恵泉幼稚園 新潟あゆみ幼稚園パンダ山びこ保育園、岡山幼保連携型 栄光幼稚園、しょうとく、物見山はじめ、おむすび 緑が丘幼稚園、みたけ、みつばち、みつばち第二、瑞穂 松崎保育園、下山、ゆたか、東明、いろは、牡丹山ひかり
中央			【保育園】 しなの、白山、敷島 八千代、入舟、流作場 ロータリー、鳥屋野 長嶺、万代、沼垂 山湯	【保育園】 関屋、赤沢、栄、勝楽寺、網川原、松美 湖桜、新潟南、YOU鐘木、コスモス鐘木、こどものいえ 新光町、エンジェル、はるまち、ながたゆめのつばさ 【認定こども園】 親松幼稚園、あそびの森有明幼稚園、恵光学園第二幼稚園 恵光保育園、日本基督教団東中通教会附属みどり幼稚園 神宮幼稚園、京王幼稚園、白鳥、二葉幼稚園、愛泉 まるみ幼稚園、こやす、うまこしこやす、めいけ わかくさ、こばと、新潟えきなか、笹口、新潟葵 恵光学園第一幼稚園、新潟、隣保館、旭保育園、寄居 紫竹山、ここの実、開志上所
江南			【保育園】 両川、曾野木 第二曾野木 ことぶき、横越中央 横越双葉、横越小杉 亀田第一、亀田第二 亀田第三、亀田第四 亀田第五、大江山	【保育園】 いぶき、まつば、よごごしなかの、袋津、栄徳寺 亀田平和の園、早通、かめだなかの、YOUなかの 四つ葉、トキめき、ひまわり 【認定こども園】 曾野木まるみ幼稚園、割野、亀田カトリック幼稚園 このは、本興寺

区	圏 域			民間保育園・認定こども園 (参考)
	I	II	III	
秋葉			【保育園】 金津、新金沢、新津東 小須戸、矢代田	【保育園】 さくら、小合西、満日、中新田、さつき野 北上、荻川ほのぼの 【認定こども園】 敬愛、あおぞら、おひさま、にこにこ、おぎかわ にじ、にいつ愛慈
南			【保育園】 新飯田、小林、臼井 大鷲、諏訪木、大通 根岸、白根、古川、あじほ にししろね、月潟	【保育園】 白根はじめ、ガデリウス・いぶき、白根そよ風 【認定こども園】 あかね
西			【保育園】 内野、坂井、小針 坂井輪、大野、木場 寺地、山田 黒埼なかよし 上五十嵐、興野	【保育園】 大友中央、笠木、保古野木、木山、翠松 真行、吉田乳児、保育園るんびいに、スマイルはじめ 小針パステル、あそびの森きんし、アルル、すいか 遊コスモス小新、あいりすヒルズ 【認定こども園】 寺尾幼稚園、ノートルダム幼稚園・保育園、旭が丘 坂井輪東幼稚園、明美ヶ丘 あそびの森つばさ幼稚園、松の実 松の実第二、赤塚、なの花 愛慈、ときめきパステル あそびの森金鶏幼稚園、山五十嵐 新通、天鐘、有明、東小針、吉田、くろとり、あいりす
西蒲			【保育園】 岩室、和納、巻 巻つくし、すわ 漆山東、漆山西 かきの実、松野尾、七浦 【認定こども園】 中之口	【保育園】 みずほ、鎧郷、升潟、かたひがし、竹野町、風の子 【認定こども園】 めぐみ、曾根おひさま、和光幼稚園、中之口

※施設名称の「保育園」、「認定こども園（こども園）」を省略しています。

例 「ちとせ保育園」 ⇒ 「ちとせ」

例 「中之口認定こども園」 ⇒ 「中之口」

例 「小鳥の森こども園」 ⇒ 「小鳥の森」

2) 配置・運営上の現状と課題

☞ 量の確保について

女性の就業率増加などに伴い保育ニーズが高まっており、特に低年齢児の需要が増加している一方、定員割れの保育園が存在します。また、幼児教育・保育の無償化に伴う需要の予測や将来人口の減少による必要量の見極めが必要となっています。

☞ 質の確保について

施設の老朽化や狭隘化の進行、保育士の確保が課題となっています。

☞ 多様なサービスの提供について

障がい児の受入増加への対応や、医療的ケアが必要な児童に対する看護師の確保などが課題となっています。

☞ 保育財源について

施設整備や運営に係る経費については以下の表のとおりとなっており、市立か私立かで国等の負担に違いがあります。

財源	市立				私立				
	公費負担			保護者	公費負担			事業者	保護者
	市	国	県		市	国	県		
運営費 (人件費含)	◎ 10/10	—	—	○ 保育料	○ 1/4	◎ 1/2	○ 1/4	○	○ 保育料
施設整備費 (令和元年度時点)	◎	—	—	—	○ 1/12	◎ 2/3		○ 1/4	—

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	③集約化
<ul style="list-style-type: none"> ○最大限の民間活用 ○拡充が必要な保育サービスの実施 ○保育士の労働環境の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ○市立保育園配置計画（平成30年10月策定）に基づき、概ね20年後（令和22年ごろ）までに、現在の施設の半数程度を目標に集約
<ul style="list-style-type: none"> ☞ 保育サービスの充実（環境改善、柔軟なサービス）のため、民営化（民間施設新設、近隣施設への誘導等）を進めます。 ☞ 地域におけるセーフティネット機能を果たしている、または、「基幹保育園」になり得るなど市立の必要性が高い施設は、市立での統合または建替えとします。 ☞ 利用児童数が定員を大きく下回り、将来の保育ニーズも少ない施設は、原則廃止とします。 	

- 待機児童の発生、保育ニーズの増加が見込まれる地域では定員拡充を行う一方、定員割れ、保育ニーズの減少がみられる市立施設は廃止、統合を検討します。

【各年度の予定】

年度		R2-6	R7-11	R12-16	R17-21
施設 数	総 数	86→75	75→65	65→55	55→45
	目 標	△11 程度	△10 (各年度△2 程度)	△10 (各年度△2 程度)	△10 (各年度△2 程度)
方針 決定済		曾野木 第二曾野木 (統合・民営化)			

- 市立の役割について真に市立で求められるものに限定し、市全体の保育の質の向上に向けた機能を強化します。
- 保育サービスの提供は、民間の力を最大限活用します。老朽化した市立施設については、廃止・民営化・統合・建替えなどを進めます。
- 保育士の労働環境の適正化を進めます。

以上を平成 30 年 10 月に策定した「市立保育園配置計画」の適正配置の基本方針として掲げていますが、下記について考慮の上進めます。

- 市立施設の統廃合・民営化により削減された財源については、保育士の労働環境の適正化や、拡充が必要な保育サービスの実施（病児・病後児、休日、夜間、障がい児、医療的ケア児にかかる民間支援の拡充）など、子育て施策の向上のために活用します。
- 新たな施設の整備を行う際は、幼児教育・保育の無償化による影響や人口減少などを考慮し、将来の遊休資産となることがないように、定員数を見極める必要があります。
- 今後、待機児童の受け皿として国が推進する「企業主導型保育事業」の拡充が予想されることから、定員数の設定に当たっては、これらの状況を把握・考慮するとともに、同事業における保育の質の確保に向けた指導助言体制などについて、基幹保育園※の機能検討と合わせて検討する必要があります。

※基幹保育園とは

通常保育を行うことは元より、保育実践を通して課題検討や保育内容の見直しを行い、地域の教育・保育を牽引する役割を担うとともに、地域や社会に求められる子育て支援事業を展開することで、地域のセーフティネットとしての機能も図るものとしています。

⑭小中学校

1) 施設及び利用圏域(色付の施設名は令和元年5月時点の**小規模校**又は**大規模校**を示す)

【小学校】105 施設

区	圏域		
	I	II	III
北			松浜、 南浜 、 太夫浜 、濁川、葛塚、葛塚東、木崎、早通南、 岡方第一 、 岡方第二 、 豊栄南
東			山の下 、 大形 、中野山、木戸、 東山の下 、桃山、下山、牡丹山、東中野山、竹尾、南中野山、江南
中央			浜浦、 関屋 、 鏡淵 、 白山 、新潟、日和山、万代長嶺、沼垂、山潟、上所、 鳥屋野 、笹口、 女池 、 有明台 、南万代、 上山 、桜が丘、紫竹山
江南			丸山 、 大淵 、曾野木、 両川 、 東曾野木 、横越、亀田、 早通 、 亀田東 、亀田西
秋葉			新津第一、新津第二、 新津第三 、結、荻川、 小合東 、 小合 、 金津 、 阿賀 、 新関 、 小須戸 、 矢代田
南			新飯田 、 茨曾根 、 庄瀬 、 小林 、白根、 臼井 、 大鷲 、 根岸 、大通、 味方 、 月潟
西			小針、 新通 、 内野 、 木山 、 赤塚 、 小瀬 、 笠木 、青山、真砂、 五十嵐 、坂井輪、坂井東、西内野、東青山、大野、 黒埼南 、山田、立仏
西蒲			岩室 、 和納 、 曾根 、 鎧郷 、 升潟 、 潟東 、 中之口東 、 中之口西 、 越前 、 松野尾 、巻南、 漆山 、巻北

【中学校】56 施設

区	圏域		
	I	II	III
北			松浜、 南浜 、濁川、葛塚、 木崎 、 岡方 、早通、光晴
東			東新潟、山の下、大形、石山、藤見、木戸、東石山、下山
中央			関屋、 鳥屋野 、 白新 、寄居、 新潟柳都 、宮浦、 上山 、山潟
江南			大江山 、 曾野木 、 両川 、横越、 亀田 、亀田西
秋葉			新津第一、 新津第二 、新津第五、 小合 、 金津 、 小須戸
南			白南 、白根第一、 臼井 、白根北、 味方 、 月潟
西			坂井輪 、内野、 赤塚 、 中野小屋 、 小針 、五十嵐、小新、黒埼
西蒲			岩室 、 西川 、 潟東 、 中之口 、巻東、巻西

小規模校：通常学級数が、小学校は11学級以下、中学校は8学級以下

大規模校：通常学級数が、小学校は25学級以上 中学校は19学級以上

2) 配置・運営上の現状と課題

【サービス機能】

- ✎ 子どもたちがより良い教育を受けられるように、適正規模の目安となる学級数となっていない学校については適正配置の検討が必要です。
- ✎ 人口減少や少子化による影響、地域の実情などを考慮しながら、子どもたちにとって望ましい学校のあり方について、検討していく必要があります。

※小中学校の適正配置基本方針

- ・小学校は 12 学級以上 24 学級以下（各学年 2 学級～4 学級）
- ・中学校は 9 学級以上 18 学級以下（各学年 3 学級～6 学級）

【多機能化・複合化】

- ✎ 学校の老朽化に伴う改修や更新、統廃合による更新のタイミングや、余裕教室が生じた際に、市民の利便性の向上や効率的な管理・利活用につながる多機能化・複合化などの検討が必要です。
- ✎ 学校は地域の重要な拠点になりうることから、児童・生徒のセキュリティや教育活動に配慮した上で、学校図書館や特別教室の一般利用などについて、他都市の事例なども参考に検討していく必要があります。

【施設の見直し】

- ✎ 本市の公共施設の総床面積の半分近くを学校が占めており、施設あたりの規模も大きいことから施設の維持修繕・更新などに多額の費用を要します。更新などにあたっては、将来の利用需要を考慮した上で、適切な規模や効率的な管理・運営の方策を検討していく必要があります。
- ✎ 学校施設は、他の公共施設に比べ、利用されていない時間帯もあることから、こうした時間帯の他用途や多目的での利用など、弾力的な運用などを検討していく必要があります。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	②多機能化・複合化	③集約化
○未利用時間帯の諸室有効活用	○児童の教育・福祉環境や地域活動に資する利用についての多機能化	○適正規模をめざし集約化 ※大規模校は別途検討
✎ 望ましい教育環境を可能にする適正規模の考え方に基づき、小規模校は統合、大規模校は分離新設や通学区域の変更、増築などを基本に、地域の実情に応じた協議を行いながら、適正配置を進めます。		
✎ 教育活動が実施されていない時間や場所においては、教育活動や学校運営に支障ない範囲で、利活用のあり方について検討していきます。		

- ☎ 子どもたちが公平で良好な教育環境で学べるよう、すべての小中学校は適正規模であることが望ましいと考えます。
- ☎ 適正配置を進めるにあたっては、小規模校は統合を基本に、大規模校は分離新設や通学区域の変更、増築などで対応することとしますが、学校や地域にはさまざまな状況がありますので、それぞれの学校の実情に応じて協議します。
- ☎ 学校は教育施設であるとともに、地域コミュニティの拠点となっており、地域の皆さんにとって学校の適正配置は大きな課題です。
- ☎ 学校適正配置については、本市が進めている教育のあり方について地域（通学区域）の皆さんと十分意見交換を行い、地域の合意をもとに進めていきます。
- ☎ 小規模の中でも複式学級など著しく小規模な状況が継続する学校や、小規模化が急速に進む学校、また大規模校の中でも教室の不足が見込まれる学校など、学校適正配置を進める緊急性の高い学校から協議を始めます。
- ☎ また、適正配置の検討について要望が強い地域や、校舎の老朽化など、施設の安全を確保するため整備が必要な場合は、優先して協議を始めます。
- ☎ 施設の利活用については、教育活動が実施されていない時間や場所において、市民の文化スポーツ活動の場や、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなどに活用されています。今後も他都市の事例を参考にして、各校の教育活動や学校運営に支障がないよう、利活用のあり方について検討していきます。

⑮公設デイサービスセンター

1) 施設及び利用圏域 19 施設 (ハードのみ分析している施設)

※令和元年度末までに 10 施設廃止、令和 2 年 4 月 1 日より 9 施設

区	圏 域			民間施設数 (参考)
	I	II	III	
北				23 施設
東		大山台、藤見		52 施設
中央		早川町、(鏡淵)、(ひばり)、(本町)		68 施設
江南		(向陽園)		28 施設
秋葉		(かんばらの里)、(小須戸)		33 施設
南		味方、月潟、(皐月園)		14 施設
西		黒埼荘、(黒埼の里)		52 施設
西蒲		巻、潟東、中之口、(岩室)、(西川)		20 施設

※施設名称の「老人デイサービスセンター」は省略しています。

例 「老人デイサービスセンター大山台」 ⇒ 「大山台」

※施設名称にカッコがあるものは、令和元年度末までに廃止する施設です。

※民間施設数は令和元年 10 月 1 日現在における、介護保険法上の指定事業所一覧より、

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 事業所(施設)から抽出しています。

2) 配置・運営上の現状と課題

- ✖ 平成 27 年度財政援助団体等監査により施設の所有と経営を一体化することが最も望ましいと指摘がありました。
- ✖ 施設の老朽化が進んでおり、19 施設の平均建築年数は 22.3 年となっています。
- ✖ 介護報酬の減額改定や事業者間の競争による稼働率低下の影響により、19 施設のうち 10 施設が赤字経営です。
- ✖ 公設老人デイサービスセンターを設置している政令市は 8 政令市(本市除く)。川崎市も令和 2 年度までに 4 施設すべてを廃止する予定であるほか、そのほかの政令市でも民営化または廃止等の検討をしている状況です。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

民営化

☞ 公設から民設へ移行します。

- ☞ 公設老人デイサービスセンターは以下の基本的な考え方に沿って見直します。
 - ①公設から民設へ移行を図ります。
 - ②移行が完了するまでの間、必要に応じ現在の指定管理者による運営を継続します。
 - ③周辺に別の施設の受け皿がある場合は、施設の廃止も視野に入れて進めます。

⑩公営住宅

1) 施設及び利用圏域 62 団地

(ハードのみ分析している施設・施設名は築50年以上かつ耐震化対応率50%以下)

区	圏域 ※公営住宅は圏域を設定していません			県営住宅
	I	II	III	
北	栄町住宅、松浜町住宅、法花鳥屋住宅			早通北住宅 早通南住宅
東	松島住宅、大山台住宅、桃山町第1住宅、桃山町第2住宅 秋葉通住宅、藤見町第1住宅、藤見町第2住宅、新藤見住宅 中山住宅、船江町住宅、平和台住宅、石山住宅、新石山住宅 石山第1住宅、石山第2住宅、物見山第1住宅、物見山第2住宅			
中央	川岸町住宅、宮浦住宅、稲荷町住宅、二葉町住宅、二葉町第2住宅 シルバーハウジング早川町住宅、窪田町住宅、西湊町通1ノ町住宅 西湊町通2ノ町住宅、関屋大川前住宅、明石住宅、日和山住宅、 汐見台住宅			文京町住宅
江南	亀田東町住宅、亀田大月住宅、曾野木住宅、亀田向陽住宅			
秋葉	新津新栄町住宅、新金沢町住宅、西島住宅、中新田住宅 新津田島住宅、小須戸本町住宅、小須戸文京町住宅 小須戸大川前住宅			新栄町住宅 新金沢町住宅 新町住宅
南	新鯨潟住宅			
西	大野藤山住宅、内野駅前住宅、寺尾第3住宅、小針第1住宅 小針第2住宅、小針ヶ丘住宅、小針住宅、小針西住宅			上新栄町住宅
西蒲	巻12区住宅、巻13区第1住宅、巻13区第2住宅 巻13区第3住宅、赤鎔住宅、前田住宅、天神町住宅、巻1区住宅			割前住宅

2) 配置・運営上の現状と課題

- ✎ 令和元年度の時点で建築後 30 年以上超過した建築物の比率は 7 割を超え、老朽化の進行が課題です。
- ✎ 老朽化した住宅の維持修繕・更新費用の増加が見込まれる中、効率的な施設管理により、ライフサイクルコストの削減、財政負担の削減と平準化が求められています。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

③集約化

☞ 推計した将来ストック量を踏まえ団地別・住棟別の事業手法を選定し、継続管理と判定された団地については長寿命化することで需要に応えます。

- ☞ 令和 2 年 3 月に改定予定の「新潟市営住宅長寿命化計画（改定版）」に基づき、市営住宅ストックの適切なマネジメントを行います。
 - ① 全ての市営住宅・共同施設を対象に、団地別・住棟別状況を把握し、国の「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）」が示す「事業手法の選定フロー」に基づき、効率的かつ効果的な団地別・住棟別の事業手法を選定します。
 - ② 中長期的な需要見通しを踏まえ、改善事業により既存ストックの長寿命化を図ることを最優先とします。

⑰ 斎場

1) 施設及び利用圏域 5 施設

(ハードのみ分析している施設・**施設名**は築 50 年以上かつ耐震化対応率 50%以下)

区	圏 域		
	I	II	III
北			
東			
中央			
江南		亀田斎場	
秋葉		新津斎場	
南		白根斎場	
西	青山斎場		
西蒲		巻斎場	

※阿賀野市の「阿賀北葬斎場」も利用可能（新潟市と阿賀野市が共同運営）

2) 配置・運営上の現状と課題

- ☞ 中核となる青山斎場をはじめ 5 施設で火葬業務を行っていますが、巻斎場は供用開始後 50 年が経過し、著しく火葬効率が劣るとともに施設の老朽化が進んでいます。その他の斎場についても、計画的な施設改修や火葬炉の更新が必要な状況です。
- ☞ 急速な高齢化の進展により死亡者数の増加が予測されています。本市の死亡者数推計は、令和 22 年ころにピークを迎え、平成 29 年に比べて 1.65 倍の見込みです。
- ☞ 令和 22 年の死亡者数ピーク時の必要炉数の予測では、火葬炉を増設する敷地がない青山斎場は 5 炉不足、青山斎場以外については一定の余力がある見込みです。したがって、これまで青山斎場を利用していた区域に、他の斎場への利用の誘導が必要です。巻斎場はその誘導先の一つとしての役割も担うことから、火葬炉を更新し、火葬効率を高める必要があります。

3) 今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

①継続・運用上の工夫	③集約化
○需要ピーク時まで現体制維持 ○使用料設定の検討	○ピーク時以降集約化
☞ 火葬需要のピークまでは現体制を維持し、ピーク後は効率的な施設運営に向けて集約化を検討します。	

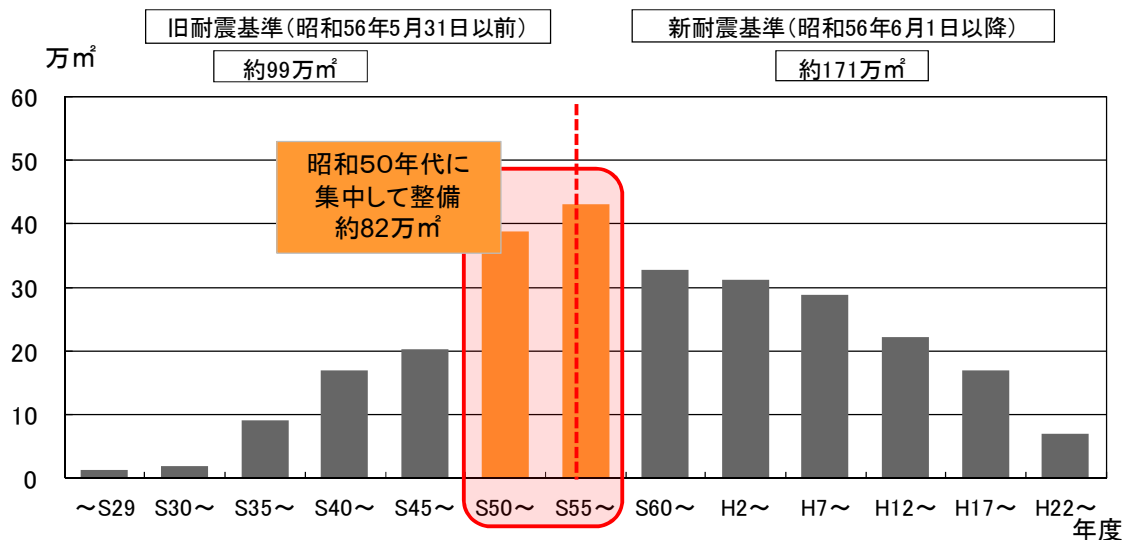
- ☞ 火葬需要のピークまでは、現在の体制を維持します。
- ☞ 火葬需要のピーク後を見据え、火葬需要や施設の状況を踏まえながら、施設の統廃合や廃止、広域連携など、効率的な施設運営に向けた検討を進めます。
- ☞ 利用者負担の原則に基づき、現在無料となっている市内居住者の火葬にかかる使用料について設定を検討します。

7. 総量削減の目標設定

現行の財産経営推進計画では、現有施設すべてを維持するためには、80年の長寿命化工事により建替周期を延ばしたとしてもおよそ30%の財源不足となる試算をしています。

この不足額を床面積の削減だけで賄うことは、市民サービスの大幅な低下を招くことが想定されるため困難ですが、総量の削減に加え、更新時は複合化・集約化により現有面積より小さく建替えることや、民間活力の導入等によりコストを圧縮するなどの取組を加味し、今後改定する新・財産経営推進計画において総量削減の数値目標を設定します。

【図表 5：築年別にみた公共施設の整備状況】



【図表 6：公共施設の将来更新費用と近年平均更新費用の比較】

シナリオ	今後 50 年間の必要額	年平均の必要額 ①	H17~24年平均額 ②	年平均不足額 ① - ②
標準建替周期 60 年	1 兆 2,233 億円	245 億円	121 億円	124 億円
長寿命化建替周期 80 年	8,988 億円	180 億円		59 億円

※財産経営推進計画より抜粋。新・財産経営推進計画策定に合わせ、再算定を行う。

8. 計画期間

本方針は新・財産経営推進計画の一部として策定するため、計画期間は新・財産経営推進計画の策定時に決定します。

なお、現行の財産経営推進計画の計画期間は平成 27 年度から令和 22 年度までの 25 年間としています。本市公共施設の目標使用年数を 80 年としていることを踏まえ、改定後も同程度の長期計画とする予定です。

9. 今後の進め方

本方針を実現するには、方針に基づき総量削減の数値目標や公共施設の再編案を具体化するとともに、市民の皆さんと広く共有し、ご意見をお聴きする必要があります。

そこで、以下の5つのステップにより計画の具体化・深化と見える化を図り、公共施設の再編を推進します。

内容	目的
STEP1 施設種類ごとの配置方針の策定 【今回策定】	施設種類、圏域に着目した中長期の方針の共有と今後の検討における枠組づくり
↓ 地域別検討資料の更新	地域課題の見える化
STEP2 圏域Ⅰ、Ⅱ施設の再編案の検討	圏域の広い施設の種類ごとの市再編案検討
STEP3 圏域Ⅲ施設も含めた地域ごとの再編案の検討	地域ごとの市再編案の検討
↓ 将来更新費用を試算し、総量削減の数値目標を検討	廃止が必要となる施設総量の具体化
STEP4 新・財産経営推進計画の策定 (財産経営推進計画の改定) 【集中改革期間内に策定】	取組をより具体化するとともに、公共施設に関する将来の方向性を広く共有
STEP5 施設再編に本格着手 ・地域別実行計画の策定を通じ、地域の皆さんとの協働により、圏域Ⅲ施設の再編を推進（全55地域のうち、未着手の50地域） ・圏域Ⅰ、Ⅱ施設について利用者や市民の皆さんからご意見をお聴きしながら、再編を推進	

【図表7：今後の進め方】

